

よく科学技術庁と相談して研究してみたいと思います。現在でも電気試験所である程度そういう問題の研究は進めております。

○田中(武)委員 それは電気計量器の方でしょうか、これは別個の規定があるわけですか。前にもちょっと問題になったわけですか。これらなんかはすぐ一緒にできるんじゃないですか。

○鈴木(義)政府委員 これは先ほど申し上げました通り、統一するような目的で現在研究いたしております。

○佐竹(新)委員 議事進行。委員長にお尋ねするのでありますが、通産大臣は病気で出られないということをお委員長が言われたけれども、先般健康保険法が本会議に上程されたときに、この委員会に出席されなかった通産大臣が本会議に出席して投票をされております。こういうように本委員会には病気で出られぬと言いつつ、本会議には出るということになると、この審議を進めます上に通産大臣の出席がないということは非常に考えなければならぬことだと思いませんか、委員長からいかなうな事情で出られなかったか、御答弁をお願いしたいと思います。

○神田委員長 委員長からお答え申し上げます。先般の当委員会では午前中にちょっと私申し上げたつもりでありましたが、午前中大臣は病院の方で診察を受けておられるから、午後からは委員会に出る、こういうことを申し上げておいたと思いましたが、御承知のように、午後から当委員会の方は休憩のまゝ散会になりました。本会議が午後ありまして出たようなわけでありまして、決して当委員会を慥視して出ないという

ようなことは毛頭ありませんから、これは少し誤解があったかもしれませんが、御了承願いたいと思います。

○佐竹(新)委員 そういたしますと、きょうは出られますかどうか。

○神田委員長 きょうも病院に回っておりませんが、病院が終り次第こちらへ出るという連絡であります。多分出られると思います。

○佐竹(新)委員 通産大臣が出席されないと、今後の質問が残っておりますし、どうも事務当局だけでは聞きっぱなし、答弁しっぱなしになります。やはり通産大臣によって責任を持った答弁をしてもらわないと委員会の審議をちょっと進めにくい、でありますから、通産大臣の出席されるまで暫時休憩されんことを望みます。

○神田委員長 佐竹委員の御発言はまことにごもっともであります。委員長も同感であります。大臣が出席するという連絡になっておりますので、さよう御了承願ひまして、同時にまたせっかく政府委員も出ておられますから、大臣でなければ間に合わないところはいたし方ありませんが、政府委員でもよろしいというようなことは一つこれによってお進め願う、こういうことにお願ひいたします。

○中崎委員 実は通産大臣はかねがね病氣々々というのを言っておったのですが、今佐竹君の話のほかに、きのうも中小企業の政治連盟にも出ておられるし、この委員会においては下流増の電気に関する問題は相当重要な問題であるのでありまして、政府、ことに通産大臣の考え方、御方針なども聞かなければならぬ重要な問題でもあるわけですから、ことにきのうの理事会に

おいても、この法案の審議についてもできるだけ早く促進することにわれわれも協力してという上立っておるものでありますから、従って重要な問題を論議するのに大臣が出てこないということになると、勢い審議がおくれるということになるのじゃないかと思ひます。それを野党の責任だということではなしに、やはり大臣も責任を感じてもらいたい。委員長においても審議の促進が円滑にいくように、みずから努力していただきたい。そういう意味において引き続き電気問題は論議されるのでありますから、一応委員長の方から通産大臣に対してあらためて出席方を要請されて、そうして進行方向がうまいくように努力願ひたい。

○神田委員長 中崎委員の御趣旨まことに同感であります。さつそくさら大臣の出席を要求いたします。御了承願ひます。

これにて質疑は終局いたしました。引き続き討論に入るわけでありまして、討論の通告がありませんので、これを省略するに御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認めました。よって討論は省略することに決しました。

それでは計量法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○神田委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員

員長に御一任願ひたいと存じますが御異議ありませんか。

○神田委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○神田委員長 電源開発促進法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。質疑を継続いたします。質疑の通告がありますので順次これを許します。ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○神田委員長 それでは、通告の順によりまして佐竹新市君。

○佐竹(新)委員 元来通産大臣が出席しておられて質問をするのが本筋であります。高橋国務大臣はかつての電源開発の総裁でもありますが、電気全般のことについては非常にその道の達人でありますから、主として高橋国務大臣にお尋ねしたいと思ひます。

この電源開発促進法の一部を改正する法律案に関連いたしまして、私が質問いたすことは、この一部改正は主として受益者負担の第六条を改正するのがねらいであります。そこで私が質問の方でなくして、要するに損失の方の負担について高橋国務大臣にお尋ねしたいと思ひますが、それは電源開発のダムとそれから流れる水の関係でございます。いわゆる農業用水の水温の関係にしてお尋ねしてみたいと思ひます。水温の問題は、各学者の間におきましても、あるいは農林省当局におきましても、今日まで十分に研究もいたし、またその研究の結果の結論も出ているのであります。が、電源開発会社は、どうしたもの

か、この問題を一向に取り上げようとしない。たまたま下流でその水温の影響を受ける、冷害の影響を受けるというところで農民が立ち上った場合に、電源開発の方ではいろいろ協議をされて、その施設を一部改善されたところもありません。全体の、全国的なダムの施設というものは、この水温に対しての施設がまだ十分行われていないのであります。政府の方では、このダムと水温の關係に對して、どのようなお考えを持っておいでになりますか、お尋ねしたいと思ひます。

○高橋国務大臣 お答え申し上げます。一つの河川を処理いたします上におきましては、これを水力電気という方面から見ると、これは一案でありますけれども、川全体の有効利用という点から見ますと、水力電気というものは川の利用の一部分にすぎないのであります。重大なる目的は、この水を完全に利用して灌漑及び工業用水に使うこととあります。その意味から申しますと、農業用水としてこのダムによって貯水された水を利用する場合における水温というものは非常に重要な問題と存じまして、農業用水として需要があるたびごとに、あるいは取水口を考へてやらなければならぬとか、そういう施設が作られなければならぬと思ひ、思つておるわけなんです。重要度に応じて逐次その施設を作つていきたい、この方針で進んでおるわけでございます。

○佐竹(新)委員 ただいま高橋長官の御答弁になりましたように、農業用水とは重要な關係を持つております。私が今ここで申し上げましたように、学

界においても十分研究を發表されてお

ります。それからまた、農林省当局においてもこれはやっております。総合的に、今日までいろいろ会合も持たれたはずであります。しかしながら、電源開発法の資料を見ますと、遺憾ながらこの問題は隠そう隠そうとしておるような状態であります。私はそういうことではなしに、この際電源開発も、水温の問題に対しては十分に考えていただきたい。と申しますことは、今農民は水のことに対してはとにかく非常に無関心であります。しかしながら、ダムから流れてくる水の温度の關係によりまして、わが国の水稲に對しまして非常に影響のあるということは、専門家が言っておるわけでありまして、このことをまだ農民が知らないからというので、ひた隠しに隠して、何ら既設の施設を変えようとしません。ここに専門家が發表したものがありますが、これによりまして、水稲と水温の關係は、冷水温の場合、摄氏一度の相違は収獲量に大へんな影響を与える。すなわち、大体二十度を境として、それ以下では収獲量無に近く、二十度を越すと急激に作柄の好転を示す。二十二度近くでおおむね標準区に比べて半作に近くなる。二十四度では標準と差のなくなるまで上昇しておる。すなわち平均水温で二十度から二十四度というわずかに四度の間に、水稲の作柄は著しい変化を示しておる、いかに水温の水稲育成に及ぼす影響が大きいかを物語っておるということを学者が發表いたしております。かように水温と稲作という關係は重大な影響がある。すなわち今国務大臣の言われたように、ダムの取水口の高さによって、落差によって水温が冷たい、暖かいということがき

まるわけでありまして。しかしながら既設のダムはほとんど底からとつておる、底からとれば当然水は冷たいのであります。ため池なんかを作りますので、上の水は暖まつて暖かいから、上に取り入れ口を作つてため池の水を下流に流して農業用に使つておるわけでありまして。しかしダムはほとんど既設のものには下からとつておる、こういうことになりまして、農民の知らず知らずのうちに受ける稲作への影響は大きい、食糧増産の上に相当大きく影響するのであります。こういう点を考えてみますと、わが国は人口が多くなつて、食糧が不足なんです。外国から食糧の輸入をしなければならぬということに當りまして、電源開発という大きな使命を持つて、電氣を起すということ、わが国の産業に寄与し、その上わが国の生産が上昇していくということはわれわれはもちろん賛成であります。しかしながら一面、農民が食糧を生産するということも、国家にとつて大きな問題であります。こういう問題に對しまして、今高橋長官はお気づきになつておるけれども、どういふものか農林当局も電源開発もこれをひた隠しに隠そうという。私は特に電源開発の資料をいろいろ見ておりますが、この水温の關係に對してはあまり触れていない。こういうことに対して、農林省はもちろんのことでありますが、電源問題の主管省であるところのあなたの方と通産省は、なぜ十分な施設をやるような指示をし、また協議を行われないうのであるか、その点について御答弁を願ひたいのであります。

○高橋国務大臣 御質問の点につきましては、私自身といたしましては、東北及び北海道の方が稲作と水温の關係が非常に多いだろう、こう存じまして、猿ヶ石の発電所に参りまして——これは私電源開発公社を退いて後であります。いろいろ調査いたしました結果、ただいまのお話のごとく、どうも取水口が下である關係上、水温が下る。それで稲作に重大な影響を及ぼしているという話を聞いたのでありますけれども、お話のごとく東北地方になりまして、あのダムを作つていけば、下の方は摄氏十五度以上には上らないのであります。十五度だからマスの飼えるというくらいになつておりまして、非常に冷たいというところは事実でございます。できるだけ水をおる時期日に當てて灌漑をするといううような方法を講ずるとか、何かそういう方を注意いたしたようなわけでございますが、お説のごとく電力会社といたしましては、そういう問題に触れば自分の方がすぐに負担が多くなることだ、こういうことを考へまして、できるだけ等閑に付す、こういうことであつたのであります。これを使う農民がよくわかつた人ならば、これはわかるでしょうけれども、知らず知らずのうちにそういうことになつておることは、はなはだおそれるべき現象と存じまして、そういう点は政府としても十分注意をしてやりたいと存じております。特に東北地方、北海道におきましては、その点を考慮いたしたいと思つております。

○佐竹(新)委員 この問題は、日本の水温の大家であります参議院議員の溝口氏が参議院で質問をされております。これは、北海道にダムができるについで、その取水口の問題について政府の者が答弁したのに対して、溝口氏はこういうふうに言つておられます。「私詳しい事情は知らないのをごさいます。ただいま電源開発の方から御答弁があつたので、私は心もとない御答弁があつたので、私この機会になお念のために申し上げておきたいと思ひますが、糠平ダムが完成して、堤防の高さ七十四メートルと書いてありますが、取水塔の水頭は何メートルのところに置いてあつて、灌漑期間に何トンの水を出すと、そして今まででも完成してありますから、およそ垂直水深に對する水温も観測してあると思ひます。ただいまの御説明では何度になつてゐるかわからないし、適当な施設を下流の元小屋の調整池で上層の水をとるような施設をしてゐるから、そう大した影響はないだろうといううなお話でございますが、北海道土木部長もいられますが、おおよその想定していられる水温低下の将来の状況について具体的に説明をお願いいたしたいと思ひます。私は現状を知りませんからわかりませんが、先ほど三十メートル以下から出水をしておるといふうなお話があつた。表面水が夏おそろく北海道においては二十二、三度だろうと思うが、三十メートルも下の水温は十二、三度になつてゐると思ふのです。十二、三度ではもうこれは稲は生育できない温度でございますが、下流の調整池と逆調整までの距離もわかりませんが、逆調整が何時間ぐらゐの水量を逆調整するか、それによつて水温がまあの程度に上昇するの、か、十二、三度の水温の低下したものを逆調整でもとに戻すといううなことは、

大体私は不可能だろうと思つてゐるのです。冷水温障害を大規模に起すようなことに私はなるおそれがあると思ひます。電源公社が許可されているから、適当な収支計算が合う程度までなら補償の工事はするが、そうでなければそのまゝやらせようという説明をされておつたが、これは下流の者としては重大な問題であり、何か具体的に今まで御相談があつたのはどの程度までなつておるか、御説明をお願いいたしたい。」といううなことです。こういううに一つのダムを作られるならば、必ず水温という問題は——農民は、今長官のお話にあつたように、水のことについてはあまり學者でないですから、徳川時代からずっと百姓で水があたりさえすればというのが定説でございます。しかしながら水温の稲作に及ぼす影響というものは非常なものである。今溝口氏の言われるような、またここにいろいろな學者の學説があります。これらで詳しく統計をとつてみますと、日本の食糧問題はこういうものが解決するならば非常なものであるということも言つておられる。電源公社は、今言つたやうな法律を國家が作つて第六條を改正して、そして取ることは考へるが、出すことに対してはひた隠しに出さないようにしてゐる。このままに置いたら重大な問題が起ると私は思ふのであります。かく言う私も日本農民組合の中央執行委員をしております。これは研究すればするほど重大な問題である。またこれを日本の農民に呼びかけるならば、一度に立ち上るといふうな問題にもなつてくる。だから私は日本の工業生産に寄与する発電というものに對しましては賛成する一人であります

私はなぜこの問題をかように重要視するかというと、これは実験によりまして、稲作を実際にそういう温度によつて植え付けてみまして統計をとつたりしておるものが相当あるのでございます。そういう実験や統計や学説の上から、私はこれは等閑に付すべき問題ではないという根拠をもちまして政府に要請をするわけでございます。水稻はどんな水温が問題となるのかということになりますと、水稻の適温は三十二度だそうであります。温度は大体二十度を境としてそれ以下では收穫は皆無になり、二十度をこすと急に作物がよくなり、二十度で半作、二十四度で標準作に近くなる。水温が二十度から二十四度までの間で水稻の作物は大

とは学者が言っている。今の局長の御答弁では、はなはだ失礼な言葉でございしますが、出たとこ勝負で、ここで答弁をすれば――事務局として答弁をのがれるために間に合せの的といつては失礼でございしますが、とにかく言つておけばあとは野となれ山となれ、こういうようなことではわれわれ国民を代表する国会議員が、しかも商工委員として商工面を担当するわれわれ委員が、特に電源開発に関係があることをここで発言をしましても、あとは實際に何もやつていない。だからあなたの方ではこれに対処するところの別個な研究所でも設けて、そういう資料の発表もやり、そうして研究もやつて、あるいは農林省と共管でもよろしい、国の費用を出してそうして電源開発に対してこういう点をやらなければ稲作の増産に対して影響があるのではないか。こういうようなことをこれまでやつておられない。やつておられないといふ

ことは電源開発が独占資本の大きな資本家である。農民は一人々々は弱い農民である。しかも水のことについてはあまりに知らない。だからこれをほったらかしておいて、農民は知らず知らずのうちに大きな損失を受けておるという結果になる。この結果は国が食糧増産の上に対して損失をしておるといふ結果になるわけであります。こういう点に対してあなたの方ではそういう研究でも設けてやられる御意思があるのかどうか。今までは私は失礼ながらいいにしても差しつかえないと思ふ。そういう権威者の発表なんかもあなたの方読まれたこともないのでありませんか。そういう点に対してどのよ

結力を強くして、もしこの施設をやらなかつたらダムを作らせないということとを言った結果こういうのができた。だから今後のダムにおいては、これは開発促進法の第七条の損失補償の中に明らかにうたわれておるのだから、農民がそういうような政治的な要求を起してこなくても、政府なり電源開発公社はこれに対して適當なる研究なりいろいろな調査をしてやらなければ、これは弘は全国的に大きな問題になってくるところと思う。これは電源開発公社に対して農民がほんとうに十分な資料を持て、そして裁判でも起したら電源開発公社はひっくり返ってしまします。ですからそこに私は声なき農民の声を——声がないからというので、事務的にすつとやっていこうという考え方を持たれたりしてはいけない。政治というものはそんなものではない。あなた方は行政を担当される立場にある方であるから、いづどのようなことがあつ

ても——そこに日本の一番大事な電源開発と農民との間に摩擦を起してダムを作らせないというような大きな政治運動に展開してどんどんやって、そしてそれを国会に陳情してみなさい。農民の数の方が多いんだから、選挙の札はその方からもらいたいからせつかくダムを作ろうと思つても、ダムを作れないという結果になりかねない状態が、今後くるということをおなた方は考へて、声なき農民の問題であるからこれはほつたらかしておいてもよろしいというような考へ方で、これに何らの関心を持たれぬということは、今後の日本の政治の上に大きな失敗を繰り返すという結果に私はなろうと思う。そこでこの際逋産大臣がおられませんか。

から、通産大臣も国務大臣も以上に電気の方のことについては専門家であられる高橋さんに、この際御答弁を願って質問を打ち切りますが、私はこ

ういふような問題に對しまして、今後いろいろな經濟計畫を打ち立てられる点において、特に電氣の問題に對しましても、こゝういふダムと下流の水溫の問題といふやうなことに對しまして、私が今申し上げましたやうなことに對しまして、今後政府としてはいかなる処置をとられる方針であるか、また政府の内部にこゝういふやうな問題に對して何らかの機關を設けて十分にこれと取り組んで、声なき農民の政治的必要的の起らぬ前に納得のいくやうな一つの方途をとるといふお考えがありますかどうか、この際御答弁を願ひまして私の質問を打ち切ります。

○高碕國務大臣　ただいま

まお説の問題

民間の電気会社に調査させるとい

50

も聞きながら必要な時期においてこの

はその県あるいは建設省その他各方面

一応検討してみても、そこにおいて恒久

につきまして、従前の電力会社のダムの建設のやり方につきましては、農民の立場あるいは水の温度の調査ということについて等閑視されておったことは事実であります。戦後多目的ダムが計画されて、特に電源開発会社を私どもが引き受けてやりましたときには――胆沢のダムを作るときは、この農民に対する下流の水温ということが

うな お茶を濁すような不徹底な態度であります。また過去のものについては、電発会社についてははっきりと補償の規定があるからそれはする、民間の場合においては民法の損害賠償の規定に準拠すべきものであるというような答弁がされたのであります。この点について私申し上げてみたいと思うのであります。

予算を計上するということは当然なのであります。ただ民間の会社によらずとか、電発に調査させるといふような、なまぬるいことではなしに、政府がもう少し積極的に取り組んで法律的に必要な措置はやる、さらにまたこの基準によつてこういうふうによらせるのだといふような、もう少し全般的、総合的な考え方の上に立つてこの問題

といろいろ相談をいたしましたして、その
ダムなりあるいは発電所について詳細
な検討をいたしました上で、下流にお
いてそういう損害が起きないような措
置を従来も一応とって参ったわけでござ
いますけれども、しかしこれをもつ
と積極的に本格的にやる必要はあると
私は思うのですが、それにつきまし
て調査機関をこの際経済企画庁あた

○高橋國務大臣 先ほど来の御質問は、
 必要な機関が必要であるというならやる
 必要があるし、さらに予算を多くとる
 必要があれば予算をとつていく、こうい
 うふうな意味においてももう少し問題
 を真剣に大きく取り上げてもらいたい
 ということを言うのでありまして、こ
 の点についてはまず高橋長官のお考え
 を聞いておきたいのであります。

非常に重要なポイントとして検討されておったわけでありまし、これは私は非常に大事な点だ、こう存じまして、佐久間のダムの建設をいたすにつきましても、また糠平のダムを建設いたすにつきましても、その点は相当考慮するように電源開発会社に命じまして、水温等の研究もするようにやっておったわけですが、今後のダムの建設につきましては、水力電気も必

まず第一に許可をする際の基準としてダムと水温の問題を考えるというのではありませんが、その前にこうした問題をもう少し統一的、基本的な十分の調査をする、その際においては一つの調査委員会とでもいいますか、通産省はもちろん、建設省、農林省あるいは企画庁などを含めた、権威あるエキスパートの意見を十分に取り入れるような、そういう態勢を作つて、そしてさ

を処理すべきじゃないか、ことにそうした調査機関などを設けた場合においては、たとえば民法上の損害賠償によるというのが、そういう不徹底な、農民が黙っておる場合においてははたしたらに、国家の見地から食糧増産をし、より利用度を高めるという上において、過去のものについてもこういうような方法によってこうやれば割合経費も少

りに設けるかどうかという問題につきましては、いろいろ検討しなければなりませんけれども、本年度から実は水力調査を根本的にやることにいたしました、予算につきましても相当の額が計上されてこれを実行することになっておりますが、その水力調査の場合におきまして、今の問題につきましては十分調査をし、検討をしていきたいというふうに考えております。今おつ

非常にわれわれの参考になったと思うのであります。これはすぐに実行に移したいと思いますが、これにつきましては御承知の電源開発審議会というのをごいまして、これは各省の大臣及び各方面の権威者が寄つてやつておるわけであります。今度は四月なり五月、五月には開きたい、こう思つておりますので、その題目の中にさしあなかりきょうの御質問の要旨を取り入れま

0. 10 0. 20 0. 30 0. 40 0. 50 0. 60 0. 70 0. 80 0. 90 1. 00

要であります。より以上に食糧増産ということも必要でありますから、その点は十分考慮いたしまして検討いたしたいと存じております。

○中崎委員 この農業用水とダムとの水温との関係については、いろいろ質屋応答がかわされたのでありますが、私今高橋長官なりに川上局長の答弁としてはどうもまだ不徹底であるというふうな印象を強く感じましたので、関連して質問をしたいと思うのであります。ことに川上局長は、こうした問題について、今後ダムの建設をされる

らにたとえば法律の中にこれを織り込む必要があるのかどうか、言いかえれば食糧増産というような大きな使命を持つ個々の農民の生活をどうするか、あまりに低温のために稲もできないか、あまりに高温のために稲もできないか、というような、直接生活につながる問題でもありますから、そうしてやる問題でもありますが、国家が一般行政方針を立てる上において、軽く見ることはできないということは高橋長官も言われたのですが、そういう重要な問題であるから、一つの大きな問題として取り組んで、十分にその調査をし

くてそれだけの目的を達するのではないかというものも十分あるわけなのでありますから、そういう場合においては事前にさらに調査する、そういう民間の電力会社にも一つの方針を示してこれにやらせるような道もあるのではないかと思ひます。従ひましてもう少し積極的に、政府はこういう方針でいくというところの熱意と誠意を持ってこの問題に取り組むべきものだと考えておるのでありますが、これらについて一体どういふふうにお考えになるか、お聞きしたいと思います。

しゃいましたいろいろな方面の者が集まりまして恒久的な調査機関を作つて検討する問題につきましては、私の方としましても十分研究したいというふう
うに考えております。

○中崎委員 今川上公益事業局長から
答弁があつたのでありますが、私は
一局長のお考えを聞くというのではな
なにして、さらに通産大臣を含めた通
産省省
全体としての最高方針が聞きたいと思
うのであります。従ひまして私は必ず
しも恒久的な調査機関を要求してお
るのではありませんで、まずこうした大

1997, 1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 26

ものについては、許可の際において一応考慮する、これは今日まで、最近のものについては考慮もしておるようなことでありますが、今後についてもそうだとするのでありますが、そうしてまた調査については電発会社あるいは民間の電気会社に調査させるというふうな、お茶を濁すような不徹底な態度であります。また過去のものについては、電発会社についてははっきりと補償の規定があるからそれはする、民間の場合においては民法の損害賠償の規定に準拠すべきものであるというよう

て許可基準を立てる。その基準を立てる上におけるところの、基礎的なものを作る委員会を作り、さらに、調査研究を継続的に広範圏にやらなければならぬ場合、もし予算が足りないという場合には、そうしたような機関の意見も聞きながら必要な時期においてこの予算を計上するということは当然なのであります。ただ民間の会社によらずとか、電発に調査させるというようないふことも、なまぬるいことではなしに、政府がもう少し積極的に取り組んで法律的に必要な措置はやる、さらにまたこの

○川上政府委員　今のお話はまことに
ごもつともなことだと考えます。従来
におきましても、実はそういう特別な
機関を設けてやっておるわけではござ
いせんけれども、個々に具体的な問
題が起きましたときは、農林省あるい
はその県あるいは建設省その他各方面
といういろいろ相談をいたしまして、そ
のダムなりあるいは発電所について詳細
な検討をいたしました上で、下流にお
いてそういう損害が起きないような措
置を従来も一応とって参ったわけでござ
いますけれども、しかしこれをもつ

きな問題は、今日まで十分に対策も練られていないし、いわばある意味においては軽く扱われておったのだから、この問題は経済企画庁を含めた通産省、農林省、建設省というふうな関係官庁の間でもう少し真剣に取り組んで一応検討してみて、そこにおいて恒久的な機関が必要であるというならやる必要があるし、さらに予算を多くとる必要があるれば予算をとっていく、こういうふうな意味においてもう少し問題を真剣に大きく取り上げてもらいたい、ということ进行を言うのであります、こ

1. *Journal of the American Medical Association*, 1997; 277: 1039-1043.

な答弁がされたのであります。この点について私申し上げてみたいと思うのであります。

まず第一に許可をする際の基準としてダムと水温の問題を考えるというのではありませんが、その前にこうした問題をもう少し統一的、基本的な十分の調査をする、その際においては一つの調査委員会とでもいいますか、通産省はもちろん、建設省、農林省あるいは企画庁などを含めた、権威あるエキスパートの意見を十分に取り入れるような、そういう態勢を作つて、そしてさ

基準によつてこういうふうにならせるのだというような、もう少し全般的、総合的な考え方の上に立つてこの問題を処理すべきじゃないか、ことにそうしては、たとえば民法上の損害賠償によつては、そういう不徹底な、農民が黙つておる場合においてはほつたらしくにすればいいのだというのでなしに、国家的見地から食糧増産をし、より利用度を高めるという上において、過去のものについてもこういうような方法によつてこうやれば割合経費も少

と積極的に本格的にやる必要はあると私は思うのですが、それにつきましては調査機関をこの際経済企画庁あたりに設けるかどうかという問題につきましては、いろいろ検討しなければなりませんけれども、本年度から実は水力調査を根本的にやることにいたしました、予算につきましても相当の額が計上されてこれを実行することになっておりますが、その水力調査の場合におきまして、今の問題につきましては十分調査をし、検討をしていきたいというふうに考えております。今おつ

の点についてはまず高碕長官のお考えを聞いておきたいのであります。

○高碕國務大臣　先ほど来の御質問は非常にわれわれの参考になったと思うのであります。これはすぐに実行に移したいと思いますが、これにつきましては御承知の電源開発審議会というののがございまして、これは各省の大臣及び各方面の権威者が寄つてやつておるわけであります。今度は四月なり五月、五月には開きたい、こう思つておりますので、その題目の中にさしあなかりきょうの御質問の要旨を取り入れま

Figure 1. The effect of the concentration of the polymer on the gelation time of the polymer solution. The concentration of the polymer was 0.1, 0.2, 0.3, 0.4, 0.5, 0.6, 0.7, 0.8, 0.9, and 1.0 g/dL. The temperature was 30 °C. The concentration of the initiator was 0.005 mol/L. The concentration of the catalyst was 0.005 mol/L. The concentration of the monomer was 0.1 mol/L. The concentration of the solvent was 0.1 mol/L. The concentration of the water was 0.1 mol/L. The concentration of the other components was 0.1 mol/L.

して検討したい、こう考えております。

○中崎委員 その中に、たとえばことに関係の深い農林省関係のそういうものに造詣の深い人——どういふうな人間であるかよくわかりませんが、そういううな者の意見を十分取り入れるような心がまえの上に立って、機関が一体何であるかというところは問うところではございませんので、ほんとうに実情に即した、しかも実行に移し得るような態勢の上に立って一つ進めてもらいたいということを要望しておきます。

○神田委員長 次は松平忠久君。

○松平委員 水の利用ということにひつきようなるわけでありますが、この水の利用に当っていろいろな利害関係の錯雑ということがある。そこで今のような問題が出てくると思うのであります。そういう錯雑したところの水に対する利用をどういふふうにしていくかということの一つとして、多目的ダムというのを強調されておられるわけでありますが、この多目的ダムの建設ということに当っていろいろな障害が出てきておる。その障害を克服するという一つの考え方として、電気を主力として、電源開発というものができてきたわけであります。この電源開発ができてきても、電源開発が自分の職責を遂行する上において、いろいろな困難が出てきておると思うが、その困難の最も大きな理由は、やはり日本における政治の貧困というか、今までの官僚政治の悪弊というか、すなわち官庁のセクショナリズムというものがあつて、これが非常に大きな悩みの種になつておると私は思うのであります。

す。従つて電源開発というものを中心として考えてみても、その方面のセクショナリズムというものを、いかにして克服していくかということが重大なるポイントになつてきておると思うし、また電源以外の水の利用というところを考へて、農業用水あるいは工業用水、その他の治山治水という関係から考へるならば、なおさらに、これは各省のそういうセクショナリズムというものに打破していかなければならぬ、こういうふうな考へておるのであります。

そこで第一点として伺いたいのは、経済企画庁というものは、その点も少し努力をして、そうしてそれらのセクショナリズムを打破して、ここに一つの根本的な指導方針というものを立てていって、水というものをうまく利用して、その利用の結果が全部にその利益が公平に分配できる、そうしてその反面におけるところの水による損害、水による被害というものを克服していくということとをされなければならぬと思うのであります。従つてこれは今回政府においても、行政機構の改革等が行われるということ、目下研究中であるという新聞発表もありますが、これに関連して、たとえば現在の公益事業局であるとか、あるいは建設省の河川局、あるいは農林関係の農業用水を担当している部門というふうなもの、もつと一カ所に総合的プランを立て、しかも実施していくというところにポイントを置いてやっていかなければならぬと思うのであります。これについて高橋國務大臣はどういう考へをもつてそれを実行しようというのか。ただおさなりの御答弁ではな

くて、ほんとうにあなたの率直な考へを一つ聞かしていただきたいものと思うのであります。

○高橋國務大臣 昭和二十七年に電源開発公社が創立されたときと相前後いたしました、電源開発審議会というものが設けられておるわけでありまして、これは経済企画庁が幹事役になりまして、開発する地点を幹事においてきめたときに、これをその審議会にかけるということになつておるわけでありますが、この審議会のメンバーは、運輸省それから農林省、通産省、建設省、こういう各関係の省がこれのメンバーに入つております以外に、農林省の方の関係といたしましては、荷見先生とか、あるいは電力の方はどなたと入つていただきまして、十分検討を加えて、今後のダム建設等はやらなければならぬというふうな組織ができておるわけでありまして、本日の御質問のごときは、非常に重大な点と存じまして、こういう点はそういう審議会にかけて、今後の開発等はやつていきたい、こういうふうなことを考へておる次第であります。またそれにおいて、幹事役といたしまして、この審議会にかける上におきましては、さらに実質的に深く検討を要するといふふうな点があれば、これは別にまた考慮いたしたいと考へております。

○松平委員 長官の御答弁は、昭和二十七年にできた審議会のことについて強調されたわけですが、昭和二十七年に審議会ができたころには、そういう考へ方で発足して、熱意があつてこれをやつていくということであつたらうと思つておるわけでありまして、しか

その後の運営等を見ましても、また一方においては総合開発審議会というものがあつたといふことで、電源開発の審議会と総合開発の審議会がダブつておるような格好になつておるというところから、初めは非常に熱心にやろうとしたのでありましようけれども、そのうちに、やはり従来からの官僚制度というものの勢力が温存されておる、セクショナリズムがだんだん出てくる。そこで初めは、電源開発審議会ができた当初においては、それらを利用して一本化してやつていくということが可能であると考へたかしらんけれども、だんだん時がたつて、今日やはりその通弊というものが出てきておるわけである。電源開発の会社自体が非常に困つておるという状況があるわけである。だから私は、その審議会というものを利用してやつていくという考へもいふでありましようが、もつと下部機構を集約していくという考へ方で、もつと指導力をどこかで持たなければならぬ。その指導力を持つのはどこか、総合的な企画庁であらうと思ふのであります。そういうところでもう少し権限を持つて、実行力を持つてやつていかなければ、審議会が浮いてしまふことになるのではないかと、私には先ほど伺つたわけでありまして、あらためてその点についての御見解を承わりたいのであります。

○高橋國務大臣 お説のごとく、初めああいった審議会を作るときは相当熱意をもつてやつておりましたが、日がつたにつれてこれがだんだんになつて

しまふ、そうして各省のセクショナリズムが働いて、ここに大きな国家全体としての損失を来しているといふことは事実でありまして、これを調整するものが経済企画庁の役だと私は痛感いたしておるわけでありまして、国土総合開発にいたしまして、電源開発にいたしまして、各省とのつながり、各省との連絡をとつて、経済の企画をする、電源開発の企画をする、ダム建設についての企画をするといふふうなことの幹事役を勤めているわけでありまして、今後経済企画庁といたしましては、十分その点を留意いたしまして、各省と連絡をとりたいと思つております。

○神田委員長 ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○神田委員長 速記を始めて下さい。

○佐竹(新)委員 今中崎理事がおられますけれども、われわれの方といたしましては、やはり通産大臣と高橋長官のお二人がおられて質疑を続行したい、こういうふうな申し合せになつておりますが、いつでも慣例によれば午後やると言つておいてそのまゝやらぬことがあつたのです。そうすると、だんだんと審議の日が長くなる。それで午後には、本会議終了次第第二大臣出席の上で続行するということにきめておいていただきたい。

○神田委員長 ただいま佐竹委員から、午後の本会議散会後必ず委員会を開くように、なお両大臣、関係政府委員が出席をして議事を進行させるようにということをごさいますでしたが、政府側も御異議がないようでございます。

で、本会議散会後まで暫時休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後二時三分開議

○神田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

電源開発促進法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を継続いたします。松平忠久君。

○松平委員 午前中の委員会でお尋ねした点についてお尋ねしたいわけですが、高橋國務大臣は見えないのですか。

○神田委員長 お答えいたします。高橋大臣は目下のどの治療に行かれて、もうじきお戻りになりますから……。

○松平委員 それでは高橋さんに対する質問は留保いたしまして、次に移りたいと思います。

この法案に関連しまして、著しい利益を受ける者が工事費の一部を負担するということになっておるのでありますが、総合開発並びに多目的ダムというようなことになりまして、治山治水あるいは農業用水、あらゆる面で利益を受ける者が出てくると思うのでありますが、そういう総合開発、多目的というようにことからいまして、一般の受益者負担という原則からいくなれば、ただ単に水を電気に利用するという電気事業者だけではなくて、水をあらゆる面に利用する者がやはり応分の負担をするということが建前ではないかと私は思うのでありますが、こういう点については、この法案では全然触れていないわけですが、一体これはどういう理由で、根本的にはどういう法理概念というか、そういうことによつて省いてあるのかということをお伺いしたいと思います。

○川上政府委員 この法律では、電気事業者だけに限定しておるのでありますけれども、普通多目的のダムを作りました場合におきましては、その利益を受ける者につきましては、総じてやはり上のダムに對しまして協力なり、あるいはその負担なりをするのが正しいことではないかというふうに考へるわけでありまして、法律でこれを規制するにつきましては、やはり電力業者と一般の者とは違ふのではないかと……

○松平委員 現在行なつておるところの多目的ダムの中には、治山治水というものを主目的としてやつておるようなダムもあると思うのでありますが、その水を電気に利用するという場合に

は一つの方式をもつてアロケートしておると思うのであります。従つて法の精神から言ふならば、これをただ単に電気だけで負担するということは筋が通らないのじゃないか。ことに先ほどの説明を聞いておつても、だんだん多目的のダムの方に行くのであつて、従つて電気オンリーの場所が少いということから、自然治山治水というやうな考え方、そういう目的を多く持つてやる場合が多いと思ひます。従つて電気だけについてそういう立法化をやり、その他の面は省いていくということとは、一体法律的にはどういふことになるのか、その根本的な理由が私にはわからないのです。現在の多目的ダムのやつておる実情から言ひまして、アロケーションをしておるところが非常に多いのであります。それを今度の法案では、そういうことに全然触れておらないということの根本的理由がわからない。あなたのおつしやることはどうも納得がいかないのですが、もう一度その点についてお答えを願ひたいと思ひます。

○川上政府委員 ただいまの御質問は、電力業者以外の、たとえばその水によつて非常な利益を受けるであろう農業者とかその他の者も、やはり下流増としてこれに對し応分の負担をすべきであるというお話であらうと思ひますが、先ほども申し上げましたように、私どもの方として、電力業者のみにこの法律によりまして限定をいたしましたのは、たゞ多目的ダムでありまして、電力業者というものは、電力の豊富な、あるいは低廉な開発に協力すべき義務を持つておるんじゃないかというふうに考えますので、法律によつてそれを強制して規制することは差しつかえないけれども、それ以外のものにつきまして法律によつてこれを規制する、そこまでいくということはいか

がかと……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

て下流増の利益を出して、そうして上の工事の一部を負担するということは当然なことではないかというふうに考へましてこの法律を作つておるのでございませうけれども、それ以外の、農業用水とかその他のものにつきましては、その利益が非常に顯著な場合におきましては、いわゆるアロケーション・システムによりまして下流増の利益を見込んだ措置をとつておりますけれども、それらにつきましてこれを行つたということ、あるいはまたこういうものについても法律によつてそれを強制するということがいかにかと考へますので、この法律におきましては、単に電力業者間の利益の調整、それは電力業者そのものが当然公益事業者として、電力の豊富、低廉な開発に對しまして協力すべき性格を持つておるというふうなことから、これだけを特に法律によつて規制をしておるわけでございます。

○松平委員 その点については、局長の言われたことは前の意見をただ繰り返しておるわけでありませう。あなたの説明では、下流増はもつぱら電源開発のために協力させるんだ、こういうことを言われておりますが、多目的ダムといふものはいろいろ多目的なんだから、いろいろな目的があるわけでありませう。そういう点で、電源だけではなく、農業灌漑用水その他の面で利益を受けるものがあるが、そういうものをこの法律の中に入れるのはいかにかと思はれるので入れなかつた、こういうわけでありませうが、いかにかと思はれるというのはどういうことなんでしょうか。それは判定がむずかしいとかあるいは少いとか、あるいはそういう部分は将来公共事業でめんどろを見るんだとか、そういうようなことを意味しておるのか。あなたの言われるいかにかと思はれるということがちよつとわからない。その点を一つ私は聞きたい。

○川上政府委員 普通多目的ダムの大きな開発につきましては、主として果なり国なりがやつておるわけでございませうが、これは最初から共同建設的なやり方で現在やつておるわけで、それについてはいわゆるアロケーション・システムでこれを負担をさしておるわけなんです。まあそういう意味合いでやつておるのでありますけれども、上の方で大きなダムを作つて、そのために下の方で相當の電力が出るというふうな場合におきましては、電力業者といふものは先ほども申し上げましたように、豊富低廉な電力の開発をしなればならぬといふ一つの公益的な義務を持つておるわけで、私どもの方としましては、法律によつてこれを強制することは差しつかえないんじゃないかといふふうに考へます。それ以外のものについては、先ほど申し上げましたように法律で強制することはいかにかと思ひますけれども、現在多目的のダムにつきましては、大体共同建設でやつておるわけで、そうして下流増の下の方の利益も含んだアロケーションをやつておるから、私はそれでやつていつても差しつかえない、こういうふうな考へておるわけでありませう。

○神田委員 ちよつと速記をやめて……

○神田委員長 速記を始めて。松平君。

○松平委員 高橋國務大臣にお伺いしたいと思ひますが、ダムの負担ということと同時に、ダムの維持管理ということが経済上きつめて重要な問題になつております。おそろく今日のダムは、初め計算したところに基いて計画を立ててダムを作つたという場合において、大体二十年、三十年持つものはない。ほとんど五、六年たつとほとんど埋まつてきてダムの価値はほとんどなくなる、こういう現状であります。おそろく全国至るところこの傾向が現れておつて、木曾水系のようなところは国有林地帯でありますから、ダムの埋没といふことは比較的少い。しかしそれでも三浦ダムのときは初めての予定よりもかなり埋まつておるということになつておるのであります。従つてダムの維持をするということが多目的ダムの建設と同時に非常に重要な問題である。従つてこのダムの上流地点に相當造林をするとかいふことによつて、いわゆる涵養林、保安林といふようなものに砂防をするとか何となくいふことによつて、ダムの埋没することを相対的に減らすことができるかと思ひます。同時に、これはダムを管理しておるところの電源開発なりあるいは各電力会社は考へておられるだらうと思ひますのでありますが、そういう場合におきまして、この法律の概念からいいますと、それらの造林計画といふものに対して下流増になるわけでありませうから、電力会社なりあるいは電力会社といふものは、それに対してやはり一部の負担金を持つて官行造林、県行造林その他の造林の費用を負担しなければならぬことについてどういふふうにお考へになつておるか。また現にそういう法律

○川上政府委員 普通多目的ダムの大きな開発につきましては、主として果なり国なりがやつておるわけでございませうが、これは最初から共同建設的なやり方で現在やつておるわけで、それについてはいわゆるアロケーション・システムでこれを負担をさしておるわけなんです。まあそういう意味合いでやつておるのでありますけれども、上の方で大きなダムを作つて、そのために下の方で相當の電力が出るというふうな場合におきましては、電力業者といふものは先ほども申し上げましたように、豊富低廉な電力の開発をしなればならぬといふ一つの公益的な義務を持つておるわけで、私どもの方としましては、法律によつてこれを強制することは差しつかえないんじゃないかといふふうに考へます。それ以外のものについては、先ほど申し上げましたように法律で強制することはいかにかと思ひますけれども、現在多目的のダムにつきましては、大体共同建設でやつておるわけで、そうして下流増の下の方の利益も含んだアロケーションをやつておるから、私はそれでやつていつても差しつかえない、こういうふうな考へておるわけでありませう。

○神田委員 ちよつと速記をやめて……

○神田委員長 速記を始めて。松平君。

○松平委員 高橋國務大臣にお伺いしたいと思ひますが、ダムの負担ということと同時に、ダムの維持管理ということが経済上きつめて重要な問題になつております。おそろく今日のダムは、初め計算したところに基いて計画を立ててダムを作つたという場合において、大体二十年、三十年持つものはない。ほとんど五、六年たつとほとんど埋まつてきてダムの価値はほとんどなくなる、こういう現状であります。おそろく全国至るところこの傾向が現れておつて、木曾水系のようなところは国有林地帯でありますから、ダムの埋没といふことは比較的少い。しかしそれでも三浦ダムのときは初めての予定よりもかなり埋まつておるということになつておるのであります。従つてダムの維持をするということが多目的ダムの建設と同時に非常に重要な問題である。従つてこのダムの上流地点に相當造林をするとかいふことによつて、いわゆる涵養林、保安林といふようなものに砂防をするとか何となくいふことによつて、ダムの埋没することを相対的に減らすことができるかと思ひます。同時に、これはダムを管理しておるところの電源開発なりあるいは各電力会社は考へておられるだらうと思ひますのでありますが、そういう場合におきまして、この法律の概念からいいますと、それらの造林計画といふものに対して下流増になるわけでありませうから、電力会社なりあるいは電力会社といふものは、それに対してやはり一部の負担金を持つて官行造林、県行造林その他の造林の費用を負担しなければならぬことについてどういふふうにお考へになつておるか。また現にそういう法律

○松平委員 高橋國務大臣にお伺いしたいと思ひますが、ダムの負担ということと同時に、ダムの維持管理ということが経済上きつめて重要な問題になつております。おそろく今日のダムは、初め計算したところに基いて計画を立ててダムを作つたという場合において、大体二十年、三十年持つものはない。ほとんど五、六年たつとほとんど埋まつてきてダムの価値はほとんどなくなる、こういう現状であります。おそろく全国至るところこの傾向が現れておつて、木曾水系のようなところは国有林地帯でありますから、ダムの埋没といふことは比較的少い。しかしそれでも三浦ダムのときは初めての予定よりもかなり埋まつておるということになつておるのであります。従つてダムの維持をするということが多目的ダムの建設と同時に非常に重要な問題である。従つてこのダムの上流地点に相當造林をするとかいふことによつて、いわゆる涵養林、保安林といふようなものに砂防をするとか何となくいふことによつて、ダムの埋没することを相対的に減らすことができるかと思ひます。同時に、これはダムを管理しておるところの電源開発なりあるいは各電力会社は考へておられるだらうと思ひますのでありますが、そういう場合におきまして、この法律の概念からいいますと、それらの造林計画といふものに対して下流増になるわけでありませうから、電力会社なりあるいは電力会社といふものは、それに対してやはり一部の負担金を持つて官行造林、県行造林その他の造林の費用を負担しなければならぬことについてどういふふうにお考へになつておるか。また現にそういう法律

○松平委員 高橋國務大臣にお伺いしたいと思ひますが、ダムの負担ということと同時に、ダムの維持管理ということが経済上きつめて重要な問題になつております。おそろく今日のダムは、初め計算したところに基いて計画を立ててダムを作つたという場合において、大体二十年、三十年持つものはない。ほとんど五、六年たつとほとんど埋まつてきてダムの価値はほとんどなくなる、こういう現状であります。おそろく全国至るところこの傾向が現れておつて、木曾水系のようなところは国有林地帯でありますから、ダムの埋没といふことは比較的少い。しかしそれでも三浦ダムのときは初めての予定よりもかなり埋まつておるということになつておるのであります。従つてダムの維持をするということが多目的ダムの建設と同時に非常に重要な問題である。従つてこのダムの上流地点に相當造林をするとかいふことによつて、いわゆる涵養林、保安林といふようなものに砂防をするとか何となくいふことによつて、ダムの埋没することを相対的に減らすことができるかと思ひます。同時に、これはダムを管理しておるところの電源開発なりあるいは各電力会社は考へておられるだらうと思ひますのでありますが、そういう場合におきまして、この法律の概念からいいますと、それらの造林計画といふものに対して下流増になるわけでありませうから、電力会社なりあるいは電力会社といふものは、それに対してやはり一部の負担金を持つて官行造林、県行造林その他の造林の費用を負担しなければならぬことについてどういふふうにお考へになつておるか。また現にそういう法律

○松平委員 高橋國務大臣にお伺いしたいと思ひますが、ダムの負担ということと同時に、ダムの維持管理ということが経済上きつめて重要な問題になつております。おそろく今日のダムは、初め計算したところに基いて計画を立ててダムを作つたという場合において、大体二十年、三十年持つものはない。ほとんど五、六年たつとほとんど埋まつてきてダムの価値はほとんどなくなる、こういう現状であります。おそろく全国至るところこの傾向が現れておつて、木曾水系のようなところは国有林地帯でありますから、ダムの埋没といふことは比較的少い。しかしそれでも三浦ダムのときは初めての予定よりもかなり埋まつておるということになつておるのであります。従つてダムの維持をするということが多目的ダムの建設と同時に非常に重要な問題である。従つてこのダムの上流地点に相當造林をするとかいふことによつて、いわゆる涵養林、保安林といふようなものに砂防をするとか何となくいふことによつて、ダムの埋没することを相対的に減らすことができるかと思ひます。同時に、これはダムを管理しておるところの電源開発なりあるいは各電力会社は考へておられるだらうと思ひますのでありますが、そういう場合におきまして、この法律の概念からいいますと、それらの造林計画といふものに対して下流増になるわけでありませうから、電力会社なりあるいは電力会社といふものは、それに対してやはり一部の負担金を持つて官行造林、県行造林その他の造林の費用を負担しなければならぬことについてどういふふうにお考へになつておるか。また現にそういう法律

○松平委員 高橋國務大臣にお伺いしたいと思ひますが、ダムの負担ということと同時に、ダムの維持管理ということが経済上きつめて重要な問題になつております。おそろく今日のダムは、初め計算したところに基いて計画を立ててダムを作つたという場合において、大体二十年、三十年持つものはない。ほとんど五、六年たつとほとんど埋まつてきてダムの価値はほとんどなくなる、こういう現状であります。おそろく全国至るところこの傾向が現れておつて、木曾水系のようなところは国有林地帯でありますから、ダムの埋没といふことは比較的少い。しかしそれでも三浦ダムのときは初めての予定よりもかなり埋まつておるということになつておるのであります。従つてダムの維持をするということが多目的ダムの建設と同時に非常に重要な問題である。従つてこのダムの上流地点に相當造林をするとかいふことによつて、いわゆる涵養林、保安林といふようなものに砂防をするとか何となくいふことによつて、ダムの埋没することを相対的に減らすことができるかと思ひます。同時に、これはダムを管理しておるところの電源開発なりあるいは各電力会社は考へておられるだらうと思ひますのでありますが、そういう場合におきまして、この法律の概念からいいますと、それらの造林計画といふものに対して下流増になるわけでありませうから、電力会社なりあるいは電力会社といふものは、それに対してやはり一部の負担金を持つて官行造林、県行造林その他の造林の費用を負担しなければならぬことについてどういふふうにお考へになつておるか。また現にそういう法律

○松平委員 高橋國務大臣にお伺いしたいと思ひますが、ダムの負担ということと同時に、ダムの維持管理ということが経済上きつめて重要な問題になつております。おそろく今日のダムは、初め計算したところに基いて計画を立ててダムを作つたという場合において、大体二十年、三十年持つものはない。ほとんど五、六年たつとほとんど埋まつてきてダムの価値はほとんどなくなる、こういう現状であります。おそろく全国至るところこの傾向が現れておつて、木曾水系のようなところは国有林地帯でありますから、ダムの埋没といふことは比較的少い。しかしそれでも三浦ダムのときは初めての予定よりもかなり埋まつておるということになつておるのであります。従つてダムの維持をするということが多目的ダムの建設と同時に非常に重要な問題である。従つてこのダムの上流地点に相當造林をするとかいふことによつて、いわゆる涵養林、保安林といふようなものに砂防をするとか何となくいふことによつて、ダムの埋没することを相対的に減らすことができるかと思ひます。同時に、これはダムを管理しておるところの電源開発なりあるいは各電力会社は考へておられるだらうと思ひますのでありますが、そういう場合におきまして、この法律の概念からいいますと、それらの造林計画といふものに対して下流増になるわけでありませうから、電力会社なりあるいは電力会社といふものは、それに対してやはり一部の負担金を持つて官行造林、県行造林その他の造林の費用を負担しなければならぬことについてどういふふうにお考へになつておるか。また現にそういう法律

けれども、その逆に被害地帯のことをあわせて考えなければならぬというふ

うに思つておるわけでありますが、そういう点については、一体どういうことを政府は考えておられるのであるか。現在まではただ一時的に包み金をやるというような――電力会社から、堤防をかさ上げするときに協力費を若干出すというような程度でありまして、これもなかなか思うように実行ができておられない。そして結局国の費用でそれをやらなければならぬという現実の状態である。こういうことに對して、恒久的に何らか措置をしなければならぬと私は思うのでありますが、その点については、政府はどういうお考えをもつてこれに對処せんとしておるのか、お伺いしたいのであります。

○川上政府委員　ダムの設置によりまして、上流あるいは下流におきまして損害が生ずるといふような場合におきましては、現在民法の規定によりまして、現実には損害賠償の措置をとっておるわけであります。しかしながら、そういうものについて、そのつどそのつどではなくて、恒久的に何らか対策を

聽じておるかという問題につきましても、別に現在のところは法律的にはやっております。ただ具体的な問題としまして、特にその被害の大きい地方におきましては、具体的な措置によりまして恒久施設をするように、現在いろいろ指導をいたしております。たとえば宮崎県の諫達ダムの問題等につきましては、これを今後具体的にどうするかという点につきましては、いろいろ相談をいたしております。何とかかしてこういうものにつきましては恒久

ております。

○松平委員　今の御答弁は、そのつどでもって、恒久的なことはやっていない、将来考えるという御答弁であつたわけであります。そこで議論を変えてお伺いしたいのは、現在の九分割後における電力会社のおのの間に、私企業的な競争ができた結果、いろいろな経済上の強弱というものが見われたわけであります。その結果、料金等についてもまちまちであるということになつておつて、日本の産業形態から

申しまして、いろいろな問題がそこに発生してくると思うのでありますが、この電力の各会社間の地域差料金というものが現在出ていることについては、大臣はこれはやむを得ない、私企業者間の競争であつて、資本主義の現在、の機構下においては、名前だけは公益事業であつても、やることはやはり営利を目的とするということであるから、やむを得ぬというお考えであるのか、あるいは地域差というものを将来はなくして、こうというお考えであるのか、その点についてまず伺いたいのであります。

○石橋國務大臣　電力料金の地域差の

問題は根本的な事柄であります。現状においては地域差のあることが必要である場合もあるというふうに考えます。たとえば東北等のある地域において電力がもし安いとするならば、そこに工業が興る。東京とか大阪とかいうところに集中させないようにするという面においては、何らかの地域差ということも考えなければならぬかと思うのですが、しかしこれは日本の工業、産業政策全般と見合つて、電力のごとき

は、地域差なくして、しかも日本の産業政策をやつていくか、あるいはそうという電力の価格の相違があるということとをてこにして日本の産業政策をやつていくかということでありまして、これは根本的には今後なお研究しなければならぬ問題と考えております。今どつちとも一地域差をやめる方針で

あるとはっきり申し上げることもできないし、また地域差の永久にあることを欲するとはっきり申し上げるまでの意見は固まっておらないのであります。

○松平委員　ただいまの御答弁によりますと、ある場合には地域差があつた方がよいというふうな受け取れるわけ

対する補償ということも解決の道があるとは思うのでありますし、また現在送電線の関係からいいますと、一割なり一割五分というものがロスになつておる。そうすると、全部にブルー計算になっておりますから、使わないうものまでロスの分を払つておるとい

うのが現状である、私はそういうふう
に考える。のみならず今の送電線の関
係から申しますと、送電線の建設費用
並びに管理維持費用というものも全部
ひっくるめて、電気料金の中にブール
として入ってきておる。そうすると、
送電線を全然使わないところのものが
送電線の費用まで払っておるといふよ

うな実情であろうと私は思うのであります。今日本の國有鐵道、その他の鐵道にいたしましても、キロ数によって大体料金はきまっておる。ものを送る場合においても大体そういう上合にキロ数によってきまっておる。電氣だけはそうではなくて全部一律にやっておるといふことであるから、送電線を使わないところのもののまで送電線を使ったような料金を払っているということになるので、そこに私は非常な不合理があると思うのであります。従つてこの不合理を何らかの措置によつて是正していかねければならぬと私は思うのであります。そういうことによつて電力が地域差をつけることになりますと、そこに工業の分散体系というものも起つて参ると思うのであります。工業の分散体系が起つてくると輸送の問題その他いろいろな形が變つてくると思うのであります。日本の過度の工場の中傾向と申しますか、こういうものはやはり將來直していかなければならぬ

ものが、今お話の電力の地域差からくるところの経済的の動きというものを

○高橋國務大臣 電力開発につきましては、電源開発審議会がありまして、その審議会の幹事役を経済企画庁がやつ

が、片方の建設省関係の総合開発もやはり多目的ダムというものが大部分であらうと思う。ダムのない総合開発も

産省の方で計画しましたこと、これをもって電源開発審議会にかける、こういうふうな方針をとっております

まして御説明申し上げたいと思っております。

○石田(有)委員 先ほど松平委員の質問に対する答弁の中に、従来の被害については民法の規定に基いてそれぞれ賠償することになっておる、そのように処理をしておる、こういう答弁であつたわけでありますが、実はなるほど民法の規定によつて被害を受けた場合は賠償しなければならぬことにはなつておるわけでありませんが、しかし実情は必ずしもそうではないのであつて、今後のダム建設に対しては当然起るこの予想される問題について、実は既設のダム建設に伴う被害の実情を一つ申し上げてその対策を伺ひ、同時にこの法案との関連においてお伺ひをしたいと思つておりますが、新潟の阿賀野川の流域の問題ですが、御承知のように今度只見の電源開発が行われますと、当然下流増の問題が起つて参るわけでありまして。そこで従来の一番下流は鹿瀬の発電所でありましたが、鹿瀬の発電所ができたために起つた被害であります、第一ここには逆調整の施設が実はないのであります、一日のうちにときによると二回ぐらい一メートルぐらいのピークの水が出て参ります。それがために河水の流域が変更したりいろいろいたしまして、第一荷船の運航が全く不能に陥り、荷船業者がお互いに全部出合つて掘さくをやる。掘さくをやつて辛うじてその荷船を動かしておつたわけでありまして、もちろんそれに對して最初には会社がおつたのであります、その後いろいろ理由をつけまして、必ずしもピークの水によるものではないというようになるとに藉口しまして、だんだん補償をいたさなくなつてしまつた。今日では船

乗りの業者はだんだん転業いたしました、ほとんど営業にたえられなくなつて転業してしまつておるわけでありまして。この補償には私も実はタッチしておりませんが非常にむづかしい議論であつて、なかなか会社が強硬に出るとやれない。そこで裁判を起すといひましてもお互いに経済力のない業者でありますから訴訟費用等をどうするわけにもいかないもので、泣き寝入りで全部転業してしまつておる、こういう実態にある。その次には漁業の被害であります、これはもう当然その被害が起ることを予想されて魚梯といふものを作つた。その魚梯があれば、当然サケ、マスも何も上るのだ、こういうことで沿岸の漁民はだまされた。ところがダムができて魚梯ができたけれども、その魚梯へは魚はほとんど上らない。ダムの下にはもう数百貫のマスが、マスが一番被害は大きいのですが、数百貫のマスがそこへ集中しておるけれども上流に上れない。マスといふものは御承知のように上流の谷間に入つて産卵するものであります、それがダムで押えられてしまつて、全然上流に上ることができないものであります。それから、五、六年の間に阿賀野川におけるマス漁業といふものは全滅してしまつて、今では一尾もとることができない。それがために神田委員長の郷里の近くの部落であります、二、三の部落は生計を絶たれて他に転業するといふような被害が現実には起つておる。それからさらにもう一つは水温上昇の被害であります、水温時になりますと水の量が非常に少い。そこで発電の施設がありまると、それがために水温が二、三度上昇するので。水量が

少いからそこで水温が上昇したところ——まだこの点は科学的に立証されませんけれども、どうも水温時に水管に付着するところの貝類とか虫類を殺すために薬剤を使うのです。清掃のために薬剤を使う。その薬剤のためにここ二、三年間は毎年上つてくるアユが全滅するのです。数千貫のアユが一晩のうちに死んで流れてしまふ。私のところなどは発電所から六、七里下流ですが、河の面がまっ白になつて流れてくる、そういうふうな徹底的な打撃を受けて、やがては阿賀野川のアユは全滅するのじゃないかといふことが憂へられておる。ただいま科学的に立証されないことに藉口いたしまして、会社は一銭の補償も出しておらないのです。こういうふうな問題について今盛んに交渉はしておりますけれども、明確でないといふことを理由にこの会社は補償をしておらないのであります。それからもう一つは、やはりピークの水の関係で、私が今管理しております土地改良区であります、ここで灌漑用水の取り入れをやつておる、それがピークの水の関係で二尺も三尺も増減をするものでありますから、当初設計いたしました取入口のポンプの運営が不能に陥るのです。そういうふうな数々の被害が現実には起つておつて、私も通産省にもこの実情を訴えて、善処方を訴えて参りましたけれども、いまだにそれに対する何らの対策が行われておらない。県の当局はこの発電所を許可する際に、そういう被害は会社は補償をするといふ書類をとつてあるといふことをいつておるのでありますけれども、以上申し上げましたような荷船の運航の問題、それがために川

を掘さくをする人夫賃の問題等は、数年前にきつめておらずかほど補償された例はありますけれども、だんだん出なくなつておる。そこでそういう場合に民事上の損害賠償でやればいじやないか、さつきの答弁だとそういうお話なのですけれども、荷船業者や沿岸の漁民や、われわれ土地改良区として、会社に対して損害請求の訴訟などといふことは、これは理屈の上ではできるけれども、事実そんなことは行われるものではないのです。できません。ダムを作れば、これはどこかに湧水、漏水等が必ず起るわけでありまして、水温が低下しても被害が起るし、上昇しても今申しますような被害が伴うのです。今後そういうふうな問題を予想されまして、そういうものに対して一休どういふ対策を考へておられるのか、私はこの下流増の問題といふものを、直ちに発電施設をやるころの発電会社社に帰属せしめるといふよりは、むしろそういう沿岸民で著しい被害を受けて、他に転業をすでにしておるような状況でありますけれども、この下流増の問題を、何らかの形で国なり県なりの公共団体がそれを吸ひ上げて、そうしてそういう沿岸の被害を受けておる人々に対する対策に充てるべきではないかといふことを考へるのであります、そういう面について十分検討されたかどうか、承つておきたいと思つたのです。

○川上政府委員 下流増の利益をそうした方面に使うといふことにつきましても、私はなお相当検討の余地があると思つたのですが、しかしお話のありましたように、上流のダムのために、下流で漁業問題とかあるいは船の問題とか、そういう問題で被害が起つておりますならば、これは私はどうしても適正な補償をすべきだといふふうに考へておりますし、また法律によりましてそういうふうになつておるわけでありまして。そういう問題を民法で、訴訟をしてやれといふようなことは、私はやはりどうかと思つたのであります、訴訟の問題といふのはやはり最後の問題でありますので、私はやはり事前にそういう措置をとるべきだといふふうに考へるのですが、今お話の問題につきましても、実は私も十分知つてないのですけれども、もしそういうふうな問題がありまして、そうして電力会社の方で補償を適正に行なつていないといふようなことでありますれば、私の方としては十分行政指導をして、そうして補償をするようにしたいと思つたのであります。ただ補償問題につきましても、実はそういう場合もたくさんあるかと思つたのですが、逆に非常に補償費がよけいにかかるというやうな問題がありまして、私どもの方としては、何かこの際この補償問題についての特別な立法なりをいたしまして、そして補償が適正に行われるようにする方法はないかといふふうに考へまして、いろいろ立法措置についても現在検討をいたしておるやうな次第でございます。今お話がありました具体的な問題につきましては、さつそくその関係の会社に話をしまして、適正な補償が行われるように措置をとりたいと考えております。

○石田(有)委員 係の人たちがそれをまだ知らなかつたといふことは私ははなはだ怠慢だと思つたのです。これは非常に大きな問題で、私自身もかつては

通産省に何回も来て対策を要請し、県に対してもしばしばこれを言っておったのですが、会社が、合併等の関係がございまして、以前の会社の契約であつて、われわれはタッチしておらないというように責任を免れようとしておるのでありますが、そういうことは許さるべきではないと思うので、これは一つ大臣もよく留意されまして、すみやかに適当な対策を講ぜられるように希望いたします。関連でございしますのでこの程度としておきます。

○神田委員長 次は佐々木良作君。

○佐々木(良)委員 先ほどの議事進行の発言によりまして、きょうはなるべく両大臣に集中して、大臣に答弁を求めるような質問をせよというふうなお話であります。断つておきますけれども、大体電力行政というものは今まことに産業の根幹をなす問題でありまして、世界の一つの中心であるソ連におきましては、マレンコフという一番偉い人が発電所相を勤めておるわけでありまして、従いまして、電気の問題になると、事務当局にまかせて、考えまじうとかんとかいふことで大臣の答弁がなさそうであるので、私は原則としてすべて大臣が答弁されることを求めまして、そうしてきょうは大臣がよくわからぬとかんとかで答弁できなくて事務当局に答弁をゆだねられるならば、その部分はあと回しにしながら質問を続けたいと思ひますので、御了解をお願いしたいと思ひます。

議事になっております電源開法の一部改正法案の質疑であります。これは正直なところ、私も本気になつて一生懸命審議をしようと思ふほど、これほど審議に迷惑な法案はないのであります。通産大臣がよく御承知のように、今電気事業の基本的な問題がほとんど未解決のままに放置されておる。本来ならば一番先に電気事業法の構想を考え、それと電源開法促進法の本格的修正を合せてそうしてここに電力行政の基本を確立するものでなければ、今電気事業の行政はまことに混乱その極に達しているといつていい状態でありまして、その間において、こういう事業者間の問題であるから大したことはないみたいでありますけれども、この法律の見方あるいは読み方によりましては、非常に新しい権利義務を設定することにもなり得ますし、その意味では相当に関係の深い重要な問題であるわけでありまして、この意図しておる方向は、必ずしも私どもが意図しておる方向と違ひるものではないし、帯に短かしたすきに長しで、まことに審議に困惑を感じておる次第であります。従いまして、これまで数日間続けられました審議の過程を通じての質疑応答の内容を見ましても、問題の本論がどこにあるのかわからないよ、うな、たとえば東北を振興するため、この法律はけしからぬという議論があるかと思へば、電源を開発するたためにこの法律が必要なんだ、つまり質疑と応答と、議論と議論とがちつとも焦点が合わないままに、あつちをつつき、こつちをつつき、こういう格好の審議が行われているのが現状であります。私はこのままでどういふ審議が続けられることに對して心から遺憾の意を表するものであります。従いまして私は、もし時間が許されますならば、この法案の基礎になりまるところの、一つ一つ電気事業関係の矛

盾を引き出しまして、そしておそろく近いうちに作られるべき電気事業法の根本的な制定並びに促進法の根本的な改正の方針を承わなければ、本来であるならばこの法律に對して私どもは賛否をきめたい状態にあるわけでありまして、時間の関係がありますから、どこまでやれますかもしませんけれども、そのような意味でなるべくこの二、三項目の、改正法律案と関連させながら、基本的なお考えをお聞きしたいと思ひます。これは他の問題の場合にも私たびたび発言をし、そして所管大臣の御考慮を求め、所見をただしたわけでありまして、いまだに一向にその方針が出て参らないのでありまして、おそろくまた似たようなふうかと思ひますが、まず承わりたいと思ひます。

今の電気事業のいろいろな問題の中で最大の問題は、国民経済の要請はあくまでも電源を早くたくさん開発してくれろ、電力を豊富にしてくれろという強い要請が一方にある。そして一方におきましては、今の電気事業内におきまして、原則的に原価主義の方針をとつておられますがために、そして最近におきます地点が非常に困難な地点であつたり、採算上高くなる地点であつたりしますために、国民経済はなるべくたくさん電気を早く作つてくれという、発電所を作れば今の電力原価の高騰を来まして、料金を上げるなり何なりという措置をとらなければならぬ、ここに最大の矛盾があつて、この最大の矛盾を克服するところに現在における電気事業の、特に電源開発の基本的方針がなければならぬわけでありまして、本来、私も今改正法案の

対象になつておりますところの電源開法というのを審議しましたときの意図は、明らかにそこにあつたわけでありまして、御承知のように、今電気事業者——電源開発会社を除く九電力会社を中心とする電気事業者は、法的には私企業であります。私企業でありますからゆへに、あくまでも採算を立てた建設しかできないはずであります。従つてこれを補うために、大規模に上どうしても必要な地点、あるいは国土総合開発上必要な地点というふうな地点の、普通の採算ではできないような地点であつて、しかも国民経済上はその電源開発が必要なる地点を、国家財政資金を投入して電源を開発しようというものが、電源開発会社の明らかな任務であつたわけでありまして、その任務が端的に行われておりますなら、私は電源開発をめぐつてのいろいろな問題は出ないかと思ひます。にもかからず、この方針が明らかに遂行されにくい状態にだんだんとなりつゝあり、電源開発会社の方におきましては、御承知のようにコストの問題だとか、あるいは補償の問題等々で予定よりも非常に高くつくような形でなければ、これが開発ができないような方向に向いつつある。一方におきましては、九つの電力会社を中心として先ほど松平さんからお話がありましたように、電気会社の中に非常に格差が出て参つて、たとえば東北、北陸電力でありますならば、ほとんど苦しい経営状態であるにもかかわらず、一方の東京電力でありますならば、相当な余裕資金をもつて開発に乗り出すことができる。つまり九つの電力会社の中に企

業の格差を生じた。その力がまたそのまま建設能力の相違となつて現われてきて、そうして東京電力なり関西電力であれば可能であることが、東北電力や北陸電力ならば、常識的に見て不可能だという状態が出てくる。にもかからず、觀念的には九つの電力会社という事実によつて、そうして力のあるものもないものもひつくるめてこれをやりたいという。片方の電源開発会社の方は、だんだんコストがあふない状態になつてくる。そうすると、十の会社がこの力をめぐつて、共通な共同なベースの上に立つて、何かこんなからかつて、けんかをしてくるという状態に見えるところに、つまり最大のおかしな問題があると思うわけでありまして。

従いまして私は、まず第一にお伺ひたいと思ひますのは、この改正法案を出されるに當りまして、通産大臣は今後の電源開発の方針について、明らかに九電力会社等が担当する採算ベースに乗る建設と、それから電源開発会社でもつて、国家資金をもつて担当しなければならぬやうな、そういう地点の開発と、明らかに開発方針を區別されて、今後対処される方針をもつてこの改正法案を出されたかどうか、まずその点からお伺ひたいと思ひます。

○石橋國務大臣 今回のこの法案が、御指摘のように非常に徹底しない点があることは、私もよくこれを認め遺憾とするものであります。この電気事業の根本方針をきめるということは、これは実は昨年来やつておるのでありますが、国会が終りましたから時間が比較的短かく、またその時間が十分の時

問をかけることができず、中途半端に終わっております。従ってここで急速に根本方針をきめてその法律案を作つて審議をわすれずというところまで準備が至つておりません。そこで今回の国会においてはとりあえずこの法案を、さしずめその必要を感じておりますところだけのものを取り出して御審議をお願いしたい、かように考えてやつたわけでありまして、従つてこれは事務当局を督促して、せひとも次年度の通常国会ごろまでには必ず電気事業法の根本法案が提出できるようにしろという意気込みで研究を進めております。その場合に、今お話のように、電源開発と九電力会社との担当部分をどういうふうにかえるかということも、むろん検討したいものと考えて、研究を進めていく次第であります。

○佐々木(長)委員 そうでありますならば、今申し上げましたように、少くとも現在電源開発促進法という法律が現存しているわけでありまして、従いましてこの現存している電源開発促進法によつて生まれたところの電源開発公社が担当すべき任務につきましまして、あの法律に書いてある通りの、先ほど申しましたような特別な三つの種類に属するそういう地点を、国民経済的な観点からこれを担当して、そうして低利資金でこれを開発するのだという方針は、お変わりありませんか。

○石橋國務大臣 ただいまのところ、むろんそのつもりで進めております。○佐々木(長)委員 そういたしますと、この方針は明らかでありますので、私はその方針に従つて一、二の点を例示的に伺つておきたいと思ひます。

今度の改正法案の中で一般の問題としては、下流増問題だけが云々されておりますけれども、御承知のように、改正法案の一つの条項に電源開発公社の社債の政府保証というものが今度くつて出ております。この政府保証という問題について私は伺ひたいのであります。今申し上げましたように、普通の私企業の立場ではそろばんに乗らない、つまり採算に合わないような地点を開発するために生まれた電源開発公社、それが何でそんなそろばんが合うかといへば、御承知のように国家資金が投入されるという点でそろばんが合うことになつてゐるわけでありまして、国家資金は、御承知のように、本来でありますならば、利子のつかないところの投資を中心として、そうして足らず前を融資で補つていくという方針でこれが打ち立てられておるはずであります。建設資金の質の問題を今あげましたけれども、量の問題もこれと同じような意味で、市中銀行でもつてまかない得るかどうかという限度がありますので、量の問題も同じようにくつておるわけでありまして、今の政府保証という問題がありますので、私は質の問題に一応限定してお伺ひたいのであります。これはそこが高橋さんがおられますから、十分苦勞されまして御承知のことと思ひますが、この電源開発公社の任務をスムーズに担当せしめ、遂行せしめようと思はれるほど、これは明らかに国家財政の資金がその裏づけになつておらなければ遂行できないものでありまして、もしかりにそれをその他の借入金に求めるものでありますならば、新しい電源開発公社を作つてやる必要はないのであつて、ほかの電力会社におきましても同じような措置をとれば十分できる話であります。従つて問題の重点は、あくまでも国家財政資金、平均しての低利資金、格段の低利資金といふものが電源開発公社の裏づけとならなければ、開発公社の存在の理由を失うと思ふのであります。この間同僚議員の要求によりまして出された資料によりますと、電源開発公社の金利予想は、三十年代末で三・三%、三十一年度から三・九%、三十六年度には五%ということになつておるらしいのでございまして、これはおそろしく今の新しく政府保証案項を裏づけとした社債を含めての金利だろふと思ひますが、そのように解してよろしうございませうか。

○川上政府委員 私が答へていいでしょうか。先ほどそういうお話がありました。○佐々木(長)委員 補足的な簡単な御答へを願ひます。

○川上政府委員 これは含めております。これはここに書いてあります。出資金を毎年三十億ずつ、それから社債につきましては毎年七十億ずつというようにしまして、それ以外のものにつきましては、政府資金、あるいはその他のきわめて低利の金を借りるといふような計算にいたしました。やうな計算でございまして、しかしながら、だんだんふえていきますのは、これは従来の借入金が増え重なるので、これは從ごさいますので、いわゆる政府出資の無利子の金というものが大体年々三十億ずつというやうな程度にいきますと

【委員長退席、小平(久)委員長代行 理着席】

結局それ以外のものを資金を出すというふうになりますれば、こういうやうな結果になるわけにございまして、○佐々木(長)委員 通産大臣の當局的な御答へをなるべくお願いしたいと思ひます。

御承知のように、今の建設の料金の原価の大体の見当は、その金利配分が七〇%程度のものです。原価の中に金利配分が七〇%も占めるといふところに、この七〇%を下げることによつて、電気料金をうんと下げることもできれば、くぎづけすることもできる、ここに電源開発公社の生まれた最大の理由があるわけにございまして。今お話によりますと、だんだんと金利が高くなつて、しまいに五%くらいになるという話でございまして、これは高橋さんの胸算用をもつてしても、電源開発公社の任務を達成するとするならば、少くとも金利分は四%以下に押えられるくらいに程度でなければできない。そうでないならば、こういう特殊会社みたいな、監督は受けるし、ややこしいものにやらせるよりも、民間にやらせる方が、能率とプラス、マイナスすれば、いいかげんになるだらうといふくらいに判断したつたらうと私は思ひます。高橋さんのその判断も加えまして、おそろしく石橋さんも事業を承知しておられますから、御存じだらうと思ひますが、現在御承知のように、市中におきまして、金融が緩慢な状態からして、金利は次第に低下の方向をたどつておると思ひます。しかも東京電力並びに関西電力というやうなものは、相当な社内留保も行なつて、従つて建設資金の金利は相引引き下げ得る見込みで私は対処し得るんじゃないかと

うかと思ひます。従いまして平均してみても、市中の一般の企業でありますところの九つの電力会社は、今後これと相応するやうな格好で将来五、六年を見た場合に、どのくらい金利の金で建設するかと考えになりますか。そうしてそれに対して電源開発公社は今の措置をもつてしてもこれくらいだとするならば、これは存在価値があるかどうか、あけ足は取れませんから、常識的な御答へを私はお願いしたいと思ひます。

○石橋國務大臣 私も金利の問題を研究しておりますが、どうも民間の九電力会社が建設資金を平均五%でまかなえるというところまでは、今の金利状態でもなかなか容易にいかぬのじやないかと思ひます。しかし御指摘の通りだいが安くなることは事実でありまして、今のやり方でももう少し政府の資金を電源開発公社の方に入れますと、九電力会社との差が減つてくるということだけは事実であります。

○佐々木(長)委員 金利の問題はあとに問題を残しまして、それならば私はもう一つ重ねて伺つておきたいと思ひます。

電源開発公社が今のやうな困難な地点とか、大規模な地点とか、あるいは需給上必要であるという、普通のそろばんに合わない地点を担当して工事をするやうになりましてから、電源開発公社の行方開発工事につきましては、従来の電力会社がやつておつたのと比べものにならないほどの多額な補償費がついておられます。先ほど来の同僚の質問によりましてここに出席されております佐々木君の例をもつてしても、これはまことに予想外な補償の費用がくつ

念かたしくならはむしる歓迎すべきものであって、回避すべきものではないと思います。ところが問題は、この経費がそのまま電力の原価に織り込まれるところにある。これらの区分をどうするか、今この補償の問題は考究されるというお話でありますけれども、基本的な電力開発、これは必ずしも電源開発会社でなくても、総合的な建設をしようとするほどの、今お話のようなセクト主義で——同じ田子倉にダムを作るにしても、一緒に鉄道を作りさえすれば、道を作らずに、鉄道で資材を運んで、もっと効率的に建設ができると同時に林道を作ればもっと総合的な建設ができる。ところが豊林省の序列によると、あすこの林道の建設はあと三年後か五年後に順序がくる。鉄道省の方針によれば三年、五年あとでなければあすこの建設の順序はこない、ところが電源開発は今年が順序になった、たまたま今年になったから、それにかぶせろかぶせろというみたいな話で、そっちにかぶせて施工する。同時にやらなければならぬ、これが必要なのです。ところがそれが最初やったものに電力原価をかぶせることでは、一番最初電力開発会社が国民の負託にこたえ、普通のそろばんでは合わない、普通の企業では集中できないような大量の資金を使って、電源の開発をしようという任務がそのまま横に向いてしまいうわけであります。従つて私は、総合開発の根本的問題に나と思いますすけれども、これは従来私が参議院議員でおった時分から何ぼつづいても、高橋さんがやっておられる経済企画庁の前の安本を何ぼつづいてもできなかったことであります。従いまし

て現実にダムならダムを作る権限を持つておる通産大臣がそこでやられるならまだ少しは話はわかるかと思うわけでありませう。従つてどういふような根本方針を考へられるか、田子倉と佐久間と両方合せまして鉄道の費用、道路の費用をお考へになつていただきたい。佐竹さんが一生懸命怒つた、石田さんも怒つたところの一般補償の経費に比べて見ていただきたい。あんな公共補償のものが電力原価に入らないのであれば——そうすると迷惑をかけ。一般補償などというものは一割や二割ふやしてみても原価に響くものはほんのわずかな部分であります。そうすると話は非常にすつきりするわけでありませう。御所見を承りたい。

○石橋國務大臣 鉄道のごときものは電力原価の中に加えない方針で、通産省としては強く今交渉いたしております。そういう話をいたしておるわけでありませう。

○佐々木(良)委員 それはほんとうですか。——その方針によつて今後努力されるということでありませうならば一応了解しておきまして先に進みたいと思ひます。問題は今言いましたように明らかなのでありますから、なるべく筋を通しまして、それができないくらいならやめた方がいくらいに私は考へておりますので、そういう方針で臨まれたいことを強く要望しておきたいと思ひます。

それからこの佐久間の工事費用がふえた理由を見ますと、今問題にしました公共補償の問題が一番の中心になつておりますが、その次に上つておるのは外国の技術援助の問題であります。これは今の根本的な質問の問題から横

にそれて付屬的なものになるわけでありませうが、念のために伺つておきたいと思ひます。これは工事費のふえた理由になつておりますけれども、当時やられたのは高橋長官でありませうが、この外国の技術援助が明らかに、工事費を増加せしめた原因の一つになつておる。このことにつきまして、高橋長官並びに石橋通産大臣は、これがふえたところの効果を現実に認めておられるか、おられないか。同時に、最近におきまして、これをまねするといふ意味じゃないと思ひますけれども、御承知のように庄川の奥に御母衣という地点があります。これも二十万キロになんなんとする大地点でありまして、この開発がすでにここの課題に迫つておるわけでありませう。それでこの御母衣地点の開発について、外国の技術援助を求めようとする動きがあるとか仄聞するわけでありませう。今私どもが間接に聞いておりますところの御母衣の技術援助を求めようとする計画というか、一つの考へ方は、コンサルタントを連れてきて設計面のサゼストがほしいといふことらしいのであります。佐久間の場合にはむしろ工事施工に対する機械力の輸入であつたと思ひます。従いまして私は、明らかにふえた十一億円の技術援助費の効果があつたかなかつたか、これは結果が出ておると思ひますから、その所見を伺つると同時に、この面とは少し違つて御母衣の技術援助の問題については、これはどうせ外貨割当の問題が出るわけでありませう、その立場から現在のお考へ方を付屬的にお聞かせを願ひたいと思ひます。

○高橋國務大臣 私は佐久間の工事費の増加の理由ということをお聞かして聞いたのですが、工事費が十一億円ふえた、こういうことではあります。初めの原案というのを二十七年に得ておりましたが、これは電源開発株式会社創立する前に中部電力が設計しておつた案であります。これでやりますと、どうしても工事費が六年前から、あるいは七年かかる、こういうことになつておりました。これを一年早くやれば五十億円の差がある、それだけ収入もふえ、また電力も早く供給できる、こういう意味からアメリカの技術者を連れてきて、たしか十一億と聞いておりましたから間違ひないと思ひますが、それだけの金を払つたことだと存じております。これを払つて一年早くなれば、元が十分とれて補つておる、こう考へておりますから、これはちつとも失敗じゃない、こう存じております。それから御母衣の工事につきまして、アメリカのコンサルタントを連れてきて、これに設計せしめて工事を監督せしめるといふ案があるように聞いておりましたが、そういうことは政府としては考へておりません。この佐久間のダムのように、あんな大きなおかしなダムでも、設計から全部日本の手でやつたわけでありまして、そのときによつたわけでありまして、そのためにサベージという博士を呼んで、一日に百ドルか払つたが、わずかの期間日本に來てもらつただけで、これは全部日本でもらつたのであります。ただ工事費をやりますときにはあれだけの工事でありませうから、工事の施工についてはアメリカの技術の援助を借りた、こういうことはありますから、御母衣もその程度でいいと存じますが、何せ御母衣はロックフィル・ダムで、

日本でも初めてのものであります。設計、工事監督は日本の手でやります。この施工については万全を期するために、できればアメリカなりイギリスの経験のある人の技術を借りたい、こう存じております。

○佐々木(良)委員 それなら問題を本論に戻しまして、今度の改正法案のもとになりまして電源開発会社の性格、並びに電気会社の性格、そしてそこから出てくる矛盾の一つの現われが下流増を中心とする紛糾になつておるよう存じますので、これについて伺ひたいと思ひます。先ほど申し上げましたように、電源開発会社の方の任務を端的に遂行するための資金の質的な措置並びに補償の基本的な措置、この二つが行われれば電源会社の方ははつきりしてくる。ところが今の下流増の問題等についてすつきりした結論が出ないのは、電力会社の方の問題があるからであります。先ほど松平さんがこゝで大臣に質問をされたおつた点も私はそこにあると思ひます。私は先ほど大臣の答弁があまりよくわからなかつたのであります。端的に言ひまして、九つの電力会社が今非常に大きな企業の格差ができておる。つまり会社の経営の差が非常に大きく出ておる。この大きな格差はどこから出たとお考へになりますか。これはえらい遠回しに言うようでおかしいのですが、端的に言つて、この下流増の問題は、東北電力が苦しい過ぎる、東京電力は甘過ぎる、そこに持つてきて、只見の水源地の電源をにらんで、電源開発会社と三つどもえの主権の争奪に一番根本的な問題が出ておるわけでありませう。

す。従ひまして、東北を振興するため、あそここの電気は全部ただでやらなければならぬといふことが出てきたり、それかと思つと、片一方では電源を開発するためにどうのこうのといつて、ちつとも焦点の合わない議論が行われるからであります。従つて東北電力が今のような苦しい状態であり、それに比較して、なぜ東京電力が東北電力の垂延おくあたわざるところの経営状態になつておるのか。御承知のように電気会社の収入というのは、原則として電力料金収入だけでありませう。しかもその電力料金を規制しておるものは、事業法がまだ出ませんから、旧事業令でありまして、旧事業令によりまして、料金は認可制になつておる。しかも認可の基準は、一般に役所でも電力原価のこういうものを——二つ三つの条件で定めておつて、その方程式によつて申請してきたものを——二つ三つの条件はついておるけれども、それがその通りの標準によつておるものであるならば、通産大臣は認可したければならないのです。話を非常に縮めて言ひますれば、電力料金は原価主義の建前をとつておつて、そして原価が適正に言われてきたものでありますれば、特別な考慮なしに大体そのまま認可しなければならぬ原則になつておる。会社の収入が一本であつて、しかも基準の標準原価というものが引いてあつて、そしてそれをそのまま出してゐるならば認可しなければならぬ権限であるとするならば、なぜ東京電力と東北電力の格差がこれほど大きくできてきたか、ここに私は根本的な矛盾と問題があると思ひますが、どう

いうふうにお考えになつておられますか。

○石橋國務大臣 専門的な問題は、私もあまりよく存じませんが、これは東北電力が水力であつて、東京の方は火力を相当利用しておつて、しかも石炭の値が下つておるといふようなことが業績に大なる相違を来たしてゐる原因だらう、こう思つております。

それからもう一つ、料金のきめ方が二段料金とか何とかで、東北の方が少し先に進んだ料金のやり方をやつておる、つまり東京の方が少し高い、そういうようなことから、ここへきて一、二年の間にだいたい業績に相違を来たしてゐる、こういうふうにお考えしております。

○佐々木(長)委員 専門的なことになつて云々というお話がありましたけれども、先ほど申しましたように、世界の一等国みたいになつておるところのアメリカとソ連の例をごらん下さい。電氣に関する重大な権限を持った大臣が君臨しておる、そうしてがっちり見ておりますよ。しかし今申し上げておるのは、専門的な問題じゃないのですよ。現実には原価主義という建前をとつておつて、電力料金以外に収入がなく、あれほどの格差が普通に出るとお考えになりますか。この根本にメスを入れぬ限り、たとえば下流増を吐き出せと東北電力に言つても、下流増を吐き出したら、そのかわりに料金をまけろと言つてくるし、どこをつついたつてこの根本の問題をほうつておいては解決の道がないのですよ。もうちょっと相談してよろしいから、もう少ししやんと答えて下さい。

○石橋國務大臣 はなはだ恐縮です。

が、電力相でございまして、通産でございまして、残念ながら電氣のことだけをやっては行かない。決してすてばなことを申すのではありませんが、実際に電氣の問題だけに力をつけておられるという事実は事実でございまして。ですから、たとえば電力料金の問題などいふん無理があるように思ひます。なお、これらについては研究したいと思ひます。(内閣が作ることはない、事務当局にやらせたいじゃないか)と呼ぶ者あり)いや、事務当局にはやらせておられますが、返答は大臣がやらなければならぬといふから、大臣として出ます、実情を申せばその通りであります。

○佐々木(長)委員 ともかくここで焦点だけでも明らかにしておかないと、先ほど、この次に事業法を出すなどと言われまうけれども、おそれるべきやしません。この問題は大臣自身がはあといふくらいのことまではこなければ、絶対に事業法はできません。それにくつつけて電源開発法の根本的改正なんかできるものではない。それならば、通産大臣の身がわりとして川上局長さんは、かりにどういう原因であるとしても、どういう方法でこれが調整できるとお考えになりますか。

○川上政府委員 今の格差の問題につきましましては、最初電氣料金の現在の制度を作りますときは、実はあれほど私は予想してなかつたのですが、結局石炭の織り込みの単価が、最近の石炭の価格と非常に開きが大きくなつておるということが、一つは非常に大きな問題だと思ひます。もう一つは、非常に

豊水に恵まれた。そのために火力をたかなくてよかつた。これがまた、石炭の節約という面において相当のプラスとなつて出てきた。これが東京とか関西において非常な利益が出てきた大きな理由だらうと思ひます。それからもう一つは、東北あるいは北陸においては、火力発電所というものは全然持つていない。しかも豊水がありまして、それが非常に大きなプラスにならぬといふこと、それから現在の料金制度が、東北とか北陸についてはいわゆる一段料金制をとつてゐる。それから東京、関西におきましては二段料金制をとつてゐる。こういうようなことが、この格差が非常に生じてきた大きな理由だと考えるわけでございまして。

今後この格差をどういうふうな調整するかという問題につきましましては、私はいろいろ考えなくちやならぬ問題があると思ひます。まず第一に、この三十一年度において、果して従来のような様相で進むであらうかどうかという点については、やはりもう少し時を待たなければいけないのじやないだろうか、すなわち豊水が従来と同じような程度であらうかどうか、あるいは石炭の価格そのものがどういうふうになつていくか、その点につきましまして、十分今後の状況を見た上で検討すべきじやないかと考えるわけでござい

ます。従つて、格差の問題についても、料金の問題についても、私はもう少し様子を見て措置をすべきじやないかと考えておるわけでございまして。

○佐々木(長)委員 川上さんはそういうふうに見ておられるかもしれせんけれども、正直なところ、それはあきません。かりに東北電力の実情から見

まして、あの二十六年に料金をきめたときの普通の平均からいくと、東北電力はだいぶ下です。それを平均並みに上げようと思つたら、あのときに今よりも四〇〇〇くらいふやしておかなければならなかつた。かりに四〇〇〇ふやしたとしましても、入つてくる収入はプラス十億くらいです。十億という方は、御承知のように、今あなたの方で認可される基準原価の中の償却を見ましても、東京では明らかに六・数%の償却費をちゃんと入れてあるわけですから。先ほどの東北電力に四〇%の値上げをしておつても、おそらく三・六%くらいは償却費しか繰り込めぬでしょう。しかも法律とあの省令の建前は、均一の償却、東京電力も、東北電力も同一の償却をしなければならぬ建前になつておるのですよ。こんなものは、少しくらい雨が降るとか降らぬとか、石炭の値上りがどうか降らぬとか、そういうような問題では、とても解決がでない根本的な問題があると私は思うのです。きょうは大臣に対する質問ということでありますので、またあと回しにいたしておいてもいいと思ひま

す。

今度は別の角度から承わりたいと思ひますけれども、下流増の問題がかりに法案通りに通過するとしましても、おそらく東北電力としては、それじゃおれの方が持たないから、電源開発会社から東北電力への卸売料金について考慮してくれなければ困るというこ

とにならざるを得ないと私は思ひます。そこで、これは先の話でありまして、けれども、建前だけを伺つておきた。電源開発会社の卸売料金は何を基準にして決定されますか。電源開発会

社も電氣事業者であるとするならば、一応電氣事業令によりまして、先ほどの方式に従つた標準原価主義をとらなければならぬ。しかも電源開発促進法には、卸売料金を決定するについては審議会の議を経るべしと書いてある。審議会はどのような観点から、つまり電源開発会社の生れた任務にかんがみて、相当政策料金を繰り込む建前でこれを審議するつもりかどうか、その建前を承わりたい。

○石橋國務大臣 その点もまだ何もきめておりませんが、しかしながら下流増の問題は必ずしも東北だけのことでなく、全国的に――先ほどからいろいろなお話がありました、多目的ダムなどに関連して起ることもございまして、ここで下流増の問題は下流増の問題として一つ話し合ひができるような制度にいたしておきたい。

それから東北の場合に、電力料金の話がどういふことに出るか知りませんが、それは出たらそのときの話であり、まして、しかしながら、実際東北振興等のために、何らか電力料金の上で考慮をしなければならぬということがあれば、電源開発会社の性質上この考慮はいたすべきものとお考えになります。

○佐々木(長)委員 大臣は電力相でないから、従つて仕方ないと言われるかもしれませんが、下流増の問題などというものは下流増の問題だけ切り離すから話がでないのです。電源開発会社に関いてごらん下さい。もうすでに、これをやるのなら政府は料金を負けてくれるかという話をしてゐる。その問題は知らぬと言つた、それは知らぬでは済まぬです。それと関連してのみ、やっぱりこの下流増

の問題も出てくる。下流増の問題がこ
んがらがるのはそこに建前がある。私
は建前だけでも基本的に伺っておきた
いのですが、電源開発公社の卸売料金
については、やはり原価主義を建前と
されますか。それとも基本的に政策料
金を多額に繰り込む方針をとられます
か。これは下流増の問題と同時的な問
題です。すでに始まっている問題で
す。佐久間におきましては、すでに料
金決定がされて始まっている問題で
す。方針なしに始めるものだから、ず
るずる話がおかしくなる。大体いずれ
にウェイトを置いて考えられますか。

○石橋國務大臣 建前はやはりあくま
でも原価主義でいかなければならぬと
考えております。

○佐々木(良)委員 原価主義というの
は個別の原価と総括の原価とありま
す。発電所を作っている、その発電所か
ら出ていく原価を見る場合と、電源開
発公社に全部投資してあるところのそ
の金の原価を見る場合と、その二つが
あります。電気会社の方は、東京電力
でありますならば、そのうちの須田
貝なら須田貝の発電所を作っても、須
田貝の原価ではなくて、東京電力管内
の全部の総括原価を基準としてあるわ
けです。その場合に電源開発公社は、
只見川のたとえば田子倉の発電所の電
力原価を基準にするのか、これに佐久
間も含め、北海道の糠平も含めた、電
源開発公社に全部投資されたその原価
を基準とするのか、いずれを中心にさ
れますか。

をその場合々にきめるかということ
は、一概に型にはめられないと思いま
す。しかしながら今のところは大体一
つの水系と申しますか、佐久間にし
ても秋葉と両方加えた原価で料金を考え
たい。今後とも同様に佐久間なら佐久
間だけと、こう嚴格にやるのも少し狭
過ぎる。その水系における適当な原価
を基準として考えていくというのが建
前であらうと思えます。

○佐々木(良)委員 水系における原
価、そうですか。そうすると只見の場
合には、下流の東北電力の十あるいは
それ以上の発電所が同一水系に並んで
いる、この原価を見るわけですか、そ
れともその上の開発公社で作った発電
所の原価だけという意味ですか。これ
は少しこまかくなりますから大臣に答
弁は無理かと思いますが、電源開発公
社法を作ったときの根本的な問題が
あったわけですね。それは開発困難に
して、大規模にして、総合開発性の必要
なる地点、こういう場合には初めから
そろばんは合わないわけですね。そのそ
ろばんの合わない地点をやるとしてみ
ましても、われわれが見ましてもふ
らつとできるのは数カ地点にきまっ
ている。早い話が西の方にはあまりあ
りません。相当あとにならないけれど
ない問題なんです。そうしてかりに西
の方の九州なら九州の一点地点をとった
場合には、その水系であるところが、その
発電所であるところが、おそらく水系とい
いまして電源の場合には単独か二つ
くらいは発電所にしかならない。その
場合には、たとえば九州の球磨川
が始まっておりまして、この原
価は相当に高くなる。九州が一番安い
電気のはいとき、せつかく国家資

金を使ってやろうと思っても、今の個
別原価主義でいくとそこだけは高く
なってしまう。先ほどの電源開発公
社の任務とちつとも合わない結果に
なってくるわけですね。むしろ今の田子
倉みないものは、これは資金の量さ
えあれば電源開発公社がやらなくて
も、資金の確保が今の東北電力に可能
であるならば、やってもそろばんの合
うものなんです。ところが九州なりあ
るいは四国の吉野川なり、中国の江川
なりというのになってきますと、これ
はともじやないが、そこらの金を集
めたようなことではそろばんにも何に
も合いつかない。しかも西の方の人た
ちがこの法律を作り、そうして期待し
ておるものは、この辺のほんとうの電
気供給される需用家の立場に立つ
て、料金を上げずに、需用家の立場で
そろばんが合うような格好に電力が供
給してもらえんというのを一番期待
してこの法律に望みをかけておいたわ
けです。それがナンセンスなってくる
わけですね。そうであるならば、これだ
けでももうこの法律の存在の基礎は失
われてくると思えますが、御所見はい
かがでございますか。

○川上政府委員 現在電気の卸売の料
金につきましては、実は暫定的な措置
をとっております。その暫定的な措置
と申し上げますのは、先ほど大臣から
お話がありましたように、たとえば佐
久間の料金につきましては、佐久間、
秋葉を入れての原価主義でやってお
ります。それから北海道の糠平につ
きまして、やはり原価主義でやってお
るわけでございます。今お話のありま
したある地方において非常にコストが高
くて料金が高くなるおそれがあるとい
うようなものにつきましては、これは
将来やはり調整をしなければならな
い。言いかえますれば、やはり電
力としてプールして政策料金をきめて
いくというふうなことをとらざるを得
ないと思うのですが、今のところは、
今申しましたように暫定的な措置とし
て、原価主義でやっておりますわけ
でございます。

○佐々木(良)委員 先ほど一番最初に
私が問題を提示いたしましたように、
現在において国民経済が要求するこ
ろの電力に対する期待は、たくさん
電気を、しかも値上りがせぬように、
でき得れば料金が下るような形で作
てくれるというのが基本的な命題であ
りまして、それに向って今の電源開
発公社なりあるいはその他の電力施工
者指導するところ、電力行政の建設
についての基本命題があるわけ
に従いまして、問題は今言いましたよ
うに、次々に波及するわけですね。今
下流増の問題一つとりましても、問題
は東北電力の基礎をどこに求めるかとい
う方針がきまらなければどうしようも
ありませんし、そして東北電力の基礎
をどうするかということを考えれば、
そうすると今度は電源開発公社の卸
売料金をどういう基準できめらるべき
かという問題になりますし、従いまし
てこういふ問題の部分的な提示とい
うにつきましても、私も審議に非常
に困るわけでありまして、従いまし
て、私は一日も早く根本的な方針が次
々に立てられながら、問題の前進され
ることをいねがうわけでありまして、
もう時間もないらしいのであります
が、ただ私はこの際ちょっと申し上げ
ておきたいと思えます。先ほどの局長

金でもやるという以外に手はなくなつてくるように私は思うわけでありま
す。従いまして、今日はこういう根本
的な問題は問題の提示だけにどうも
おきまされども、あまり通産大臣お
忙し過ぎるならば、電力省でもこし
えられまして、電力大臣でも置いて本
氣に当らなければ、とてもじゃないが、
今の段階でこの次の国会に事業法を出
すとか、そのときに根本的な解決をす
るとかいつてもできる問題じゃない。
問題は非常に複雑に山積してあること
を申し上げて一応質問を打ち切ってお
きたいと思ひます。

ただこの下流増の問題につきまし
て、問題があまりにも広範に扱われ過
ぎておる。そのために私も是非に
迷惑しておる。早い話がこれは局長な
らばすぐ直感されるように、端的に電
気会社だけの話でしよう。これに無理
な法理論を、たとえば受益者分担と
あるとか、あるいは公平の原則であ
るか、あるいはまた不当利得の原則で
あるとか、こういう無理な既成概念の法
理論を当てはめようとするものだけ
から、そうするとほかの利益はどうす
るのだ、それはこつ然として電力設備
以外から上つてきた利益のような錯覚に
陥つてみたり、まことに奇妙な問題に
まで次々に発展していくわけでありま
す。私は本来ならば——この問題は
もつと前に具体的にわかつておるわけ
でありますから、田子倉のダムを作る
ことを予想して設計された下流の発電
所、これは通産省で認可されなければ
建設できなかったはずで。

〔小澤(久)委員長代理退席、委員
長着席〕
そうしてその認可するときには、ちや

んと上流のダムの効果を計算に入れて
下流の発電所の設計がされておるはず
です。この法律の意図しておるものが
必要であるならば、本来ならばその認
可されるときにこの上のダムを当てる
して作る発電所だからその費用の一部
分担なり、それから出てくる利益を吐
き出すなりということを行行政置とし
てその当時すでにさるべきものであつ
た。それがされなくて、今これをや
うとするものだから、しかもそれを法
律論の一般原則に求めようとするもの
だから非常に迷惑になつてくる。
それでありまして、どの理論をもつ
ても、この下流の特定の発電所だ
けに費用の分担を命ずるという理屈は
どうしても成り立ちがたい。理屈はど
うにでもつきまします。金沢さんの理屈
もなるほどいいと思ひます。妥協して
もいいと思ひますが、少し考えてみれ
ば、発電所のことだけを考へて、ほか
の下流の方の利益はほうっておくとい
うことはどういふものか。これはどう
も頭を痛める、非常に今困つておりま
す。これはあくまでも基本問題をほ
うっておかれて、しかも前にやるべき
行政措置を怠つておつたことからこ
ういふ結果になつてきた。私をして言
わゆるならば、東北電力があんなこと
を言ふならば、その前にはあれは日発が
建設したものではないかといふことに
なる。そういうふうな経過的に見れ
ば、まことに問題の多いものでありま
す。私はおそろしくこれは行政的な方法
によつてなさるべきものだと思ひま
す。しかし行政的措置でもつて措置さ
れるとすれば、当然に御料金をどう
してくるわけですか。同時に御承知のよう

に、これを吸収する法律を作りまして
も、田子倉の発電所の発生電力を電源
開発会社は東北電力に卸売しなければ
ならぬという義務を負つておるのでは
ありません。かりに電源開発会社が居
直つて、おれはやらぬといつたらど
うします。それも法律に書いてもらわ
なければだめだといふことになる。従
いまして私はきよこのところはこの辺
でとめておきませんが、電力問題の基
本につきまして、どうか一つ事務当局
だけでなくて、専任の大臣でも作つて、
ほんとうにここの暮れくらいまでに
措置をとられない限り、事業法とかな
んとかいふものにまで発展していく、
それほどこやこしい状態になつてお
ることを御忠告申し上げまして、一応質
問を終りたいと思ひます。

○神田委員長 次は多賀谷眞徳君。

○多賀谷委員 一昨日の質問に就いて

質問いたしますが、その前に局長に一
言苦言を呈しておきたいと思ひます。
それはこれだけ大きな問題を出すの
に、私は金利のことを聞いたが、金利
はだんだん安くなるはずだ、こうい
つてぬけぬけとして抗弁したので、
出された資料は御存じのように金利は
どんどん高くなつてきておる。しかも
これは累積した累計を出しておられ
からこの程度ですけれども、新たに社
債その他資金を求めて、年度別のそ
ときの金利を見ますと、これは著しく
高騰しておるのではありません。少くとも
所管の局長ですから、金利が方向とし
て高くなるか安くなるかくらいは一つ
十分あらかじめ知つておいていただき
たい。これは答弁は要りません。
それからこれは大臣にお尋ねいたし
ますが、昨日参考人に来ていただいた

学者にも若干の意見を聞いたわけであ
ります。金沢さんは、大體行政法の立
場から、これは公用負担の一部である
受益者負担である、公用負担というの
は公益事業には全部課せられておるか
ら、受益者負担だけを排除する理由に
乏しい、こういうような理論づけで
あつたのであります。私は本人を前に
置いてあまり悪口を言うのを好まない
ので言わなかつたのでありますが、行
政法という学問は、学問でも雑
学ですから、どちらかと言へば民法の
ように原則や条文があつて行われるの
ではなくて、国会や政府において勝手
気ままに法律を作つてそうして出して
おる。それを何とかしてその原則を見
出そうといふので、いわば帰納法的に
公用負担の原則を見つけた。その原則
を見つけて、今度はそれを演繹して、
そうして演繹的な考え方によつて導
いて、これも学理に入らうといふこ
とで理論を立てられておるので、いさ
さかあれには承服しかねるのでありま
すが、とにかく非常にむずかしいとい
うことはよくわかるわけでありま
す。今佐々木委員からも発言がありまし
たが、かようにむずかしい法案をなぜ出
すのか。これは電気事業者間の問題で
ある。しかもこのダムを作るときに、
今まで予見しなかつたところの下流増
の問題が今度初めてやつてみたところ
が出てきたといふような問題ではない
のであります。初めから下流増を予見
し計画の中に入れて作つておる。これ
は立法当時から十分わかつておること
なのです。なぜこの下流増の問題
を解決しておかなかつたのか、その理
由はどういふ点にあるのか、お聞かせ
願ひたいと思ひます。

○高橋國務大臣 大體私といたしまし
ても、田子倉を開発するときは、それ
によつて下流の方の利益が増すといふ
ことははっきりわかつておるわけであ
りますから、東京電力と東北電力と電
源開発会社との間には申し合せをして
おつたわけでありまして。また今度の御
母衣のダムにつきましても、元來があ
の庄川水域につきましては関西電力が
持つておるわけでありまして、それを
電源開発会社が発足いたしましたして、御
母衣のダムは非常に大規模であつて困
難である、だからできるだけ安い金利
のものを使わなければならぬといふ
ことで電源開発会社がやるが、あのダ
ムの建設によつて下流の方で受ける利
益は非常に大であるといふことを見込
んで、建設の原価によつて全体を関西
電力に渡すといふふうなことになる、
場合によればあの御母衣のダムの経営
を関西電力にまかそうではないか、そ
のときの状態によつて話をしようとい
う覚書が交換されておるわけでありま
す。こういうような問題につきまして
は、おそろしく別に法律を作らなくとも
よいのではないかといふような考えで
進んでおつたのでありますが、だんだ
ん電源の開発をすべき個所があつて参
ります。あるいは公共団体であるとか、あ
るいは農林関係の方であるとか、ある
いは地方庁であるとか、あるいは電源
開発会社がやるのかいふように、いろ
いろ變つて参りますから、そういう場
合をおもひばかりまして、当然下流に
起る利益で上流の建設費の一部も負担
するといふ意味において、こういう法
律を出した方がよいだらうといふこと

と上流のダムの効果を計算に入れて
下流の発電所の設計がされておるはず
です。この法律の意図しておるものが
必要であるならば、本来ならばその認
可されるときにこの上のダムを当てる
して作る発電所だからその費用の一部
分担なり、それから出てくる利益を吐
き出すなりということを行行政置とし
てその当時すでにさるべきものであつ
た。それがされなくて、今これをや
うとするものだから、しかもそれを法
律論の一般原則に求めようとするもの
だから非常に迷惑になつてくる。
それでありまして、どの理論をもつ
ても、この下流の特定の発電所だ
けに費用の分担を命ずるという理屈は
どうしても成り立ちがたい。理屈はど
うにでもつきまします。金沢さんの理屈
もなるほどいいと思ひます。妥協して
もいいと思ひますが、少し考えてみれ
ば、発電所のことだけを考へて、ほか
の下流の方の利益はほうっておくとい
うことはどういふものか。これはどう
も頭を痛める、非常に今困つておりま
す。これはあくまでも基本問題をほ
うとおかれて、しかも前にやるべき
行政措置を怠つておつたことからこ
ういふ結果になつてきた。私をして言
わゆるならば、東北電力があんなこと
を言ふならば、その前にはあれは日発が
建設したものではないかといふことに
なる。そういうふうな経過的に見れ
ば、まことに問題の多いものでありま
す。私はおそろしくこれは行政的な方法
によつてなさるべきものだと思ひま
す。しかし行政的措置でもつて措置さ
れるとすれば、当然に御料金をどう
してくるわけですか。同時に御承知のよう

から今日提案申し上げておるわけでありす。

〔委員長退席、小平（久）委員長代
理着席〕

○多賀谷委員 田子倉とか御母衣とかは話し合いがついておるといふことで、むしろいろいろの人がダムを作るということになりますと、電気事業者以外で作るのは県営です。そうすると主として県営のダムのためにこの法律を作るのですか。

○高橋國務大臣 現在のところ、愛知公団が作りますダムとか、いろいろな場合を想定いたしますと、必ずしもこれは県営ということに限らないと存じます。

○多賀谷委員 今後作るダムということになりますと、私は、こういうむづかしい法律を生み出すべくわれわれが苦勞するような条文を何も作らなくていいと思うのです。なぜかというならば、六条にすべて多目的ダムの費用負担の問題が書いてある。これに、下流増もその一部のように条文をちよつと訂正すれば済むんです。そうして政令も出ておるのです。電源開発促進法の六条二項の規定による費用の負担の方法及び割合の基準に関する政令というのですから、これを若干訂正されれば、これほどむづかしい法律をわれわれがひねくり回さなくてもいい。今からやろうという、まだ建設ができてないという場合なら、私は当然この点の条文を改正をされて、要するに共同施設でおやりになればけっこうだ。何も下流増なんという、しかもそれを受益者負担であるとか、費用を義務的にとるんだとか、しかし持ち分をやらないんだ、こういう議論をしなくてもいいんだ、こういう議論をしなくても

いいんだらう、私はかように思うのです。ですから私は事前に解決すべきだ、かように考えるのですが、一つどこらでもけっこうですから、國務大臣としての答弁をお願いいたします。条文を申しましたので、どうも面くらつておるようですが、条文はけっこうです。要するになぜ共同施設としてしなかつたか。下流増という問題も、多目的ダムといえは一つの用途であり、一つの目的になるのですから、やはり灌漑水とかいふのと同じように、その上流だけの電力でなくて、下流の増の電力も、多目的ダムの一つの目的と考えればいいんじゃないか、こういうことを聞いておるわけです。

○石橋國務大臣 最初から電源と、それからそのほかの電力会社なんかと共同施設すれば、それは問題ないでしょう。しかしそういう場合を予想したんじゃないのです。そうかといつて、東北電力の田子倉の問題だけをねらつたわけでもないのではありません、とにかく電源開発会社としてはやらなければならぬ仕事をやる、そのために下流の方において相当大きな利益を他の電力会社に与えるときには、その利益を与える限りの範囲において、ある程度の費用の分担をしてもらつてもいいんじゃないかという、ごく常識的な考え方から出ております。そのほか特にむづかしいことを考えたわけじゃないんです。

○多賀谷委員 電力以外の下流の利益というものは、これは法律によつてあるというふうにはしないんだ、こういう御説明でしょう。ところがこの分は私は問題にはしていないんです。上流のダムを作ることによつて、ほかの用

途にも使われる、ほかの方でも利益を得るという場合には、多目的ダムとして費用負担を命じており、そうして共同施設になっておるんだ。そうすると下流増の電力もほかの灌漑水に使うとあるいはほかに使つていいことを一つの用途の中に入れてもいいんじゃないか。そうすれば共同施設としていいんじゃないか。なぜ下流増の電力だけを、そういうように特別に扱われるのか、これを聞いています。

○石橋國務大臣 こまかいことは存じませんが、とにかく下の方の農地から何か受益者がたくさんある。かりにそれと話し合いを初めからして、そうして上のダムを作るか作らないかということを決めるのは、実際問題として容易でないだらう。そうかといつてダムができてから、今度農業者に幾ら負担させるのかなんとかいうことも、なかなか困難な問題でありますし、ことに通産省が電力関係について考える場合には、そこまできなかないで得なかつたものですか、そこで理屈を言えはいろいろ理屈は立てられますが、とにかく電源開発会社がこんなダムの必要があるというところに、会社独自の見解によつて、他の会社の協力とかあるいは参与を求めずにこれをやつて、そのやつたあと、その利益が明らかに電力に關係する会社にある場合には、その一部の負担を電力会社に限つて話し合ひでやるといふことは、今までもありましたが、今まで話し合ひをしておりましたその話し合ひを、法律によつて円滑に進めるようにこの法律を作りたい、かように考えたのであります。

○多賀谷委員 どうも私の質問が悪いのか、あるいは知つておつてそういう

答弁をされるのかわかりませんけれども、多目的ダムのときは、地方公共団体が主としてその一方の相手方になつて費用の負担をするだらう、かように考えるわけですか。ですからそれは何も、農民一人一人からとつてくるわけでもないし、そういう問題は地方公共団体が当事者となつて、その施工についての責任を一部負うわけですか。下流増の場合は、そういうふうな幾らも相手がおらんじゃありませんし、初めから電気だけ、しかも電力会社、こういうことに限つておれば、相手は一人です。ですから地方公共団体と下流の電力会社とその主たるダムの建設者、こ

ういうのが話し合つて、そうして共同施設にされればいいじゃないか。法律もすでに地方公共団体の場合は、電力以外の用途に使う場合に認めておるじゃないか。ですからそういう意味において費用負担をお考えになつた方が適切である、かように申しておるわけ

です。

○川上政府委員 この共同建設というふうな場合におきましては、電発が下の方と一緒になつて共同建設ということになりますれば、これはよくわかるのですけれども、そうではなくて、電源開発につきましても、非常にむづかしい地点について、電源開発が安い國家資金をもつて特別に一本で開発するといふ方針で、今までもやつて参つておられますので、最初から共同建設ということになつておりませんか、共同建設の振り分けの規定の適用ということにならないわけでありまして、結局電発がそういう方針で従来からやつておられますので、それに対して、下流増が生ずるならば工事の一

部の負担をしなさいというふうなことにしてあるわけでございます。

それは多目的の場合におきましては、多くは一種の共同建設的なやり方をとつておられますので、その負担につきましても振り分けの規定をやつておるわけなんです。そうでないものについては、今申しましたように、やはりその下流増の方から利益がありましかつたならば、その工事費の一部を負担するといふこの法律を適用していくべきではないかといふふうに考えるわけでありす。

○多賀谷委員 どうも局長もばけられたのか、とんでもない発言をされておりますよ。あとの発言は、電気以外でもこの法律を適用する——これはほんとに思いますがね。

○川上政府委員 電気以外ということを実は申し上げなかつたつもりなんです。

○多賀谷委員 下流増ではかに益があつたら、これはこの法律を適用してとるんだ……。

○川上政府委員 もしそういうふうに聞えまして、それは私の間違ひでありますして、電気以外のものにつきましても、私どもの方としては法律で強制的にとるというふうには考えないわけでございます。

○多賀谷委員 ですから私はこういうむづかしい法理を出さなくても、多目的ダムと同じように、下流増である電気が出るということにはあらかじめ予定され、すでにその最初から計画をされておるんだから、下流増の出る電力会社と共同施設の形においておやりになればいいではないか。これはすでに地

方公共団体においても、電力以外の用途に使う場合においては共同施設になつておるのです。そうして多目的ダムといつておるのですけれども、そういう場合には多目的ダムとして政府としておやりになればいいのではないかと、私もこれは過去のものをとらうといふのではなくて、今後のものをとらうといふのです。工事だつても何と今から法律が若干改正されたから改めるといふのではなくて、費用の分担とそれから今まで単独でいくというのを共同にするといふのに変更をさして間合ひするのではないかと、かように聞いておるわけ

です。
○川上政府委員 この法律は、もちろん今おっしゃいましたように、今後のものについて適用するわけですが、今後のものにつきましてもすべて共同建設でいくというのにはなかなかむづかしいのではないかと。たとえば電燈につきましても、電力会社と共同してそう開発をするといふことにいろいろな点からむづかしい点が出てくるのじゃないか。やはり電燈は電燈で非常にむづかしい地点について国家の資金をもつて開発していくといふことの方が、私は運営上よくはないかといふふうに考えますので、今後のものについてはすべて共同建設にして、費用振り分けの措置をとればいいじゃないかといふことだけではなかなか私は押し切れないのではないかと、いふふうに考えるのであります。

○多賀谷委員 何がむづかしいのですか。これは電燈だけでなく、ほかの電力会社がやる場合にも、上流の場合にもこの法律を適用しようといふので

すから、何も電燈だけじゃない。この電燈が主でありましようけれども、しかしそのダムについては国家資金を投入してもいいのでむづかしいところは一つもない。むづかしいのはあなたの方に出される法律の方がむづかしいのです。

○川上政府委員 これは共同建設といふことになりますと、両方いろいろな点についてよく話し合ひがついて、そしていろいろな義務的な問題につきましても、責任の問題につきましても、十分話し合ひがついたその上でやるといふことになるかと思ふのですが、そうしますとなかなかその話し合ひがつかぬといふような場合も私は起ると思ふますので、急速に大きな地点について電力を開発する場合におきましては、なかなかそういう話し合ひがつかないままに共同建設といふことは、私はなかなかこれはむづかしいことではないかといふふうに考えるわけでございます。これは多賀谷さんがおっしゃいますように、行政指導でも一つできるだらうといふようなことももしれませんけれども、なかなかそういうような点になりますと行政指導でもむづかしい点があると考えられます。

○佐々木(長)委員 これは今一般論の話が出てくるからむづかしいのだけれども、本来、今高橋さんは話し合ひができると言つたけれども、御承知のやうに事の起りは、私どもの了解しておるのでは、只見川のあの只見並に奥只見の建設については、最初電源会社と東北電力と東京電力と三者の協定ができておつたのです。できておつたけれども最近東北電力の先ほどの格差の問題を含めてどうしようもない事情か

ら、何とかどこかに食いつきたいといふのでその協定を破棄しようといふことが出てきたわけなんです。破棄してこれはもうあくまでもけんかをしようといふ方針が出てきた。そうすると話がそれであつたわけなんです。その最大の危険があつたわけなんです。その場合に今お話があるやうに、共同工事の建前をとつて、あとから参加する形でも法理論的には成り立つのでありま

す。あとから共同工事に参加してもいいのだから、共同工事にあつたから参加する建前をとつた場合には、当然法理論として発展するものは、そのダムについての持ち分権並びにダムに操作に對する管理権といふものがくつてくる。ところが御承知のやうに田子倉並びに奥只見、ほかのことはちよつと預けておいて、そこについての操作権あるいは管理権といふものを、下流の東北電力だけに全部電力を供給し得るやうな形で、一方管理権、強大な發言権をそこに占められては困る。御承知のやうに、あそこ電氣は四分六分くらいで東京の方に來ることになつておる。その辺がくづれることの危険を感じられて、従つてこの問題が出てきたものだと思つておられます。従つて先ほど高橋さんが言われたやうに、大体一

本水系の電氣が全部同じ地域の電力会社に流れるといふところでは本来大して問題は無い。御母衣の電氣もそれから下流の株原も、あの辺の電氣は一括して関西電力に流れるわけなんです。かりに管理権だけ行つたところで大したことはない。ところが今の只見の場合は四分六分くらいは振り分けになる。しかもその操作をめぐつて今後非常な問題が起き得る。端的に言うならば、そ

の管理権は電源開発会社の本来の目的であるところの国家的な目的に使へるやうに留保しておかなければならぬといふところがほんとうのところ、そいつがどこもむづかしいところで困るからといふのが私は正直なところだと思ふ。

(小平(久)委員長代理退席、委員長着席)

その辺をはつきり打ち割らなければ、法理論を展開したらとても無理です。私はそう思いますがどうですか。
○川上政府委員 そういう具体的なことまで申し上げることはどうかと思ひましたのですが、佐々木さんからそういうふうなお話もあつたのですが、私はやはりそういうきつめて複雑な問題もあるし、なかなか共同建設といふのはむづかしいといふ面もありますので、やはりこういう規定は必要ではないかといふふうに考えるのであります。

○多賀谷委員 どうも政治的ないろいろ込み入つた話をされても困るので、やはり筋を通してこの法案の審議をいたしたいと思つたわけなんです。そこで共同施設といふことを今ごろ言つたつて困るじゃないかと言われまふけれども、工事は主体的に工事をして、あるいは今お話がありましたやうに持ち分の問題とか、こういうのはあとからつけ加えてもいいのですから、これはあなたの方は今から法律を作らうといふのですから、われわれはそういう立法的な立場から見ればその方がより賢明である。それはAなる会社とBなる会社とが非常にいざこざを起して、それを国会に持ち込まれたら大きな迷惑です。だから筋を通した場合は、あるいはAには不利

であるかもしれぬ。しかし長い目で見ると、結局公平にいくのですから、私はやはり筋を通した法案の審議をいたしたい、かように考えるわけなんです。そこでこの前も若干話をしたのでありますが、公益事業といふことを盛んに言われるのですが、公益事業といふことになれば、たとえばこういう場合には共同施設にせよといふことがすでに第六條に書いてある。ですからこういう命令的な条文を書くことは、何も今の法概念では珍しいことではなくて当りまえのことですから、そういう下流増のあつた場合には、その下流増による利益の範囲内において、また所有権の一部を持たすとかあるいは共有にするとかいうことが建前であつて、むしろ当然の原則である、かように考えるわけなんです。が、あまり政治的な考慮をなさらずに事務当局は事務当局らしくつきりした答弁を願ひたい。

○川上政府委員 やはり多目的ダムといふやうな場合におきましては、そういうやうな措置もできるかと思ふのですが、先ほど申し上げましたやうに、相手が公益事業者でありましたもなかなかそういうふうにはできないやうな場合もありますので、やはりこういう法律は要るんじゃないかといふふうに考えております。

○多賀谷委員 かりに下流増で利益がある。そうして下流の方でもせひ上流に作つてもらいたいといふのは、一つの目的になるでしょう。結局公益事業がそれだけ益するといふことだから、公共事業としては一つの目的が入つてくる。下流増の方も一つの目的が入つてくるのですから、同じ電力でも、私

は費用の負担の場合にはできる、かように考へるのです。あなたの方は無理があると言われますけれども、お前のところは利益を得たからよこせといつて、勝手にダムを作つておいて、利益を強制的によこせといつて取り上げるがありますよ。御答弁を願いたい。

○川上政府委員 その点私も十分考へられませんが、たとえば多目的ダムの場合におきましても、なお下流増の問題も十分考へて、費用の振り分けといふことはいたすわけでござい

す。

○多賀谷委員 今のは、全然答弁の趣旨がわからないです。

○川上政府委員 結局共同建設的な命令をそういうものに出したらいじやないかといふことなんです、先ほど来申し上げましたように、一方においては資金その他の面からしまして、すぐ共同建設に應ずるといふような場合がないことも十分予想されますので、やはり電流なら電流で開発をして、あととにかく下流増については、利益がありましたらその負担をしてもらうといふことにした方がよくはないかといふふうに考へます。

○多賀谷委員 資金額のこととは別として、現在あなたの方で出されておる法案も、工事費の一部を負担するわけでしょう。同じことじゃないですか。共同経営じゃないけれども、工事費を出すといふことは同じことです。一つも違いませんよ。

○川上政府委員 金を出すといひましても、やはり下流増についてはその利益の限度というものもあります、共同建設の場合におきましては、またそ

の資金額そのものについて、今の限度という問題と違つた、それ以上に非常に大きい建設費を出すという場合もありましようから、共同建設でいく場合と、こういうような共同建設にいかないで、電流なら電流あるいはその他のものにやらせて、下流増益がありましたら、あとでそれから金を負担させるというやうな方法と、やはり並行していくべきじゃないだらうかといふふうには考へるわけであります。

○多賀谷委員 それは下流増が予定される範囲内において持ち分といひますか、負担金といふものを持たせてい

い、その点は何ら変わりはありませんよ。あなたの方は工事費としてとられるのでしよう。ですから、その後だんだん下流増がふえる、そのふえた、現実の上つた益金だけを毎回入れ、こ

ういうならば別で負担といふことにならなすから、その点は同じじゃないですか。一つも違ひないです。

○川上政府委員 これは非常にむづかしい問題ですけれども、これは工事費そのものと申し上げるのですか、一応金額につきましては、算定の基礎にはしておるのですけれども、やはり下流増について、一部の利益の限度にお

いて負担をしないといふことにわれわれは考へておりますので、若干その点は違ひのじゃないかといふように考へ

られるからです。道路法でも都市計画法でも、やはり工事の費用の一部、こ

ういうことになっておる。ですから、

気持が違ふといひましても、毎年々々現実には下流増があつて、それによつて益金が出る、それを返すといふことは違ひますよ。この点ははっきりして

もらなければ困る。あなたの方は、建設のときに工事費の一部としてと

という、資金繰りは実際はあるいは年賦で何年か後に返すかもしれないん

けれども、実際は工事費の一部としてとるわけでしょう。ですから初めから予定されるのですから、下流増がどの程度予定されるかといふことになれば、そ

の予定をされる下流増の範囲内において工事費の一部を負担する、しかしそれはその範囲内において持ち分なら持ち分を許す、こ

ういうことではないかといひやありませんかと、こ

う聞いておるのです。

○川上政府委員 その点につきま

しては、私はそういうことも十分考へ得ると思ふのです、ただ最初から工事費を負担することについて、先ほど申

し上げましたように、金繰りの問題とかいろいろ問題からその工事費を幾

ら負担して幾ら出す、それからまたそれをいつまでに出すといふ点について、なかなかむづかしい、両方で話し合ひがつかないといふやうな問題もあるかと思ひますので、その下流増が出

ましたならば、その利益についてあとと

とる、しかも出す方法についてはい

ろいろ両方で相談してやるといふこと

の方がいいのじゃないかといふふう

に考へます。

○多賀谷委員 資金といひましても、何も電源開発が今持つておる資金じゃないのです。これは政府が出資するな

りあるいはどこか借りてくるなりこ

う資金ですから、この点は電力会社

がやつても、あるいは現在多目的ダ

ムの場合は地方公共団体が参加する

のでしよう。ですからこれは地方公共

団体が参加できるのですから、電力

会社が参加できぬはずはない、私は

これを言つておるのです。またこの

電源開発促進法という法案は電源

開発株式会社だけの法案ではない、

電力会社も電源開発をして適用が

あるのですから、おかしいところ

がないのを、あなたの方がおか

しくして国会に出されることが間違

いです。大体通産大臣は、あなたの

所管の範囲内の紛争を、むづかしい

法案をもつてわれわれ国会議員に迷

惑をかけるさうしておる。大体電力

会社と電力会社の話でしよう、そ

うして一般の国民から受益者負担

をとるというなら、これはまた別の

問題です。しかもこの関係電力会社

の調整をしておかなければ、絶対に

ほかの方法では調整がつかないとい

うわけじゃない、これは電気料金で

つくるのです。あなたの方は認可権

を持つておるのです。通産大臣は

そういうやうな強力な権限を持ちな

がらこの調整ができぬくらいでは、

われわれはなほ迷惑しごくです。し

かもこの法案については私たちは

次のやうな憂いを持つておる、駅が

できて、そうしてその土地代が高

くなつた、それを受益者負担で引き

上げる、徴収をする、こ

ういうことがこの法の概念からい

へればできないことではないのです。

少くも国有鉄道です、電源開発株

式会社よりもより政府的、政府機

関です。しかも地方鉄道法による

私鉄だつてこれはやはり公益事業

です。地方鉄道法によつておるの

です。ですから私は何に何にも他

意は

打がある。こういう法律体系というものは、それを全然とれないようにして、しかも協議がととのわない場合はどうするかといえ、それは行政指導

でやる、行政指導でできるくらいな

あなたの方は、今行政指導をやります。

「ありませんか。」

○川上政府委員 実はこの問題につき

ましては、これは第一その下流増で利

益があつたならば、その利益の限度に

おいて上の工事費を負担しろという、

そういうこと自体について、その事業

者間において、いや仕う必要はないと

で、やはりこの祭は法律ではつきり

それは負担すべきだという原則を打ち

立てるといふことが一番大事なことで

はないか。一種のこれは憲法と申しす

すか、そういうふうに思つた方がよく

はないかと思いますが、その額の問題

に「つきましては、なるべく民主的に相

てやつてもう一つ、そして極力話をつ

けてもらいたい。もし話がどうしても

つかないときには、今おっしゃったよ

うな問題がありますけれども、私ども

としましては、行政指導によってそう

いう額の問題についてはあるいはその

支払の方法については、われわれの

方で何とか一ツその罪をさとめたといふ考えでございませう。

○多賀谷委員 どうも質問をする勇氣

に欠けて参つたような氣持がするわけ

ですが、それはいやくも権利義務を

律する法律を作つて、そうしていざよ

いうときにはとれないというような梅

利義務の制定の法案つてありませう。

上、宣言的な規定じやないんですよ

これはなるべく順守しないという規定じゃないんです。明らかに一部を負担しなければならぬ、こういう義務の設定をしておきながら、いざというときにはとれないような法案を書くというのは全く不見識である。第一、その六条の二が新たに制定をされて、その一項が日本の法体系にない新概念を持つておりながら、第二項がまた全然とれないような、これまた新概念です。こういうような法案の連発では、われわれはこれ以上質問をしてもどうも気抜けがするばかりなので、一つ日をあらためて質問をいたしたい、かように考えるわけです。

○佐竹(新)委員 議事進行について。

おそろくもうこれで委員長は終られると思いますので、この際議事進行について一言申し上げたいと思います。先般佐久間ダムの資料をわれわれはいただいたのでありますが、かような、株式会社決算報告にもこういう資料は珍しいような資料を出されておるので、私はあらためて通産当局に資料の再提出を求めます。第一番は、年度別の工事費の明細書、これの一つ出していただきたい。その二は、工事費の支払い先別、これの明細書、その三は、請負代金、材料代の支払い先の明細書、これは契約全部を年度別にし、並びに金利を出していただきたい。四

は、工事の工程表を出していただきたい。これだけ要求いたします。委員長からもしかるべくお取り計らい願って、ぜひあの資料ではちっともわかりませんので、再提出をお願いいたします。

○神田委員長 佐竹君の資料の要求については了承いたしました。

○多賀谷委員 資料に関連して、実は金利の問題ももう少し明細に出していただきたい。借入先はどこであるか、あるいは政府資金はどの程度であるか、こういうのを年次別に、もう少ししろうともわかるように出していただきたい、かように思います。

○小笠委員 ただいまの佐竹委員の資料要求に関連して、年度別の支払い状況、いわゆる項目別の状況で金利状況というのは全体的な金利でありますか、過去に支払ったものの金利負担状況を要求するのでありますか。概念が明確でないようであつたのでその点もう一度はつきりしていただきたい。

○多賀谷委員 今の金利の問題は全然別個であります。最初金利の問題と佐久間ダムの別々の資料の要求をいたしましたので、前者の方の資料の要求をしておるわけであります。

○神田委員長 本日はこの程度にとどめます。次会は明十三日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後五時四分散会

〔参照〕

計量法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕